

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称		(仮称)ノソウケ峠風力発電事業
適用区分		法第1種
事業の種類		風力発電(陸上)
事業の規模		出力 45,000kW
事業の実施区域(予定地)		軽米町、洋野町、青森県八戸市、青森県階上町
事業者の名称		E N E O S リニューアブル・エナジー株式会社
環境影響評価手続者		同上
配慮書	提出	平成 27 年 8 月 24 日付け
	縦覧期間	平成 27 年 8 月 24 日～平成 27 年 9 月 24 日
	住民等の意見書の提出期間	平成 27 年 8 月 24 日～平成 27 年 9 月 24 日
	技術審査会の審査	平成 27 年 10 月 8 日
	知事意見の送付	平成 27 年 11 月 17 日
方法書	提出	令和 7 年 4 月 3 日付け
	縦覧期間	令和 7 年 4 月 4 日～令和 7 年 5 月 9 日
	住民等の意見書の提出期間	令和 7 年 4 月 4 日～令和 7 年 5 月 22 日
	説明会	令和 7 年 4 月 18 日及び 19 日(洋野町)、19 日(軽米町)、19 日(青森県八戸市)、20 日(青森県階上町)
	意見の概要書の提出	令和 7 年 6 月 13 日 意見 : 77 件 (16 通)
	技術審査会の審査	令和 7 年 7 月 17 日
	知事意見の送付	令和 7 年 月 日 (送付期限 : 令和 7 年 9 月 11 日)

「(仮称) ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する軽米町長意見

① 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法

本事業により設置される施設等の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び、農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、適切な手続きを行うこと。また、近隣に農地、農業用施設、農作物がある場合、土砂の流出等の被害が及ばないよう防除対策を徹底すること。また、その後の維持管理についても管理徹底を図ること。

② 森林法

森林法に基づく手続きが必要な土地である場合は、適切な手続きを行うこと。

③ 牧野法

対象事業実施区域内にある町営鶴飼牧野について、放牧への影響が生じないよう事業を実施すること。

**「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する洋野町長意見**

【事業計画について】

当町では令和6年度に「洋野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、2050 温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、町民・事業者・行政の行動指標等を掲げております。再生可能エネルギーの普及拡大も重要な施策のひとつとなっておりますので、自然環境等への影響を考慮しながら事業の推進を図られるようお願いいたします。

【騒音・低周波音・風車の影について】

近隣の住民、生態系への影響等を十分に考慮し、調査手法や予測等について常に最新の情報収集に努め、事業の推進を図られるようお願いいたします。

【水質について】

水源地の調査、また上流側の調査地点を設けることを考慮し、大雨の際はその都度変化はないか調査等を行っていただくようお願いいたします。

【動物について】

動物の中でも飛翔する鳥類、コウモリ類によるバードストライク、バットストライクの影響の予測を確実にを行い、特に希少猛禽類等の保護に努められるようお願いいたします。

【生態系について】

風力発電設備の設置にあたり、改変面積の縮小が認められるものの評価や予測等を十分に行い、影響の低減に努められるようお願いいたします。

【景観について】

自然環境の中での風車の見え方については、合理的で偏りのない指標を用いて予測評価を行う予定であるものと認識しており、提言のあった事項に留意して事業の推進を図られるようお願いいたします。

【人と自然との触れ合いの活動の場について】

現地調査により、自然との活動の場の利用状況を把握し、事業の推進を図られるようお願いいたします。

(仮称) ノソウケ峠風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2025 年 6 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、方法書を令和7年4月4日から令和7年5月9日まで縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年4月4日（金）

(2) 公告の方法

令和7年4月4日（金）付の日刊新聞紙「デーリー東北」に掲載した。（別紙1参照）

そのほか、階上町、軽米町、洋野町が発行する以下の広報誌にも、方法書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。（別紙2参照）

- ・ 広報はしかみ 2025年4月号
- ・ 広報かるまい お知らせ版 483号
- ・ 広報ひろの 2025年4月号

また、下記のホームページにおいて、方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

- ・ ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3-1参照）

https://www.eneos-re.com/news/2025nosouke_houhousho.php

※青森県、岩手県及び八戸市のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。（別紙3-2、別紙3-3、別紙3-4参照）

さらに、以下に示す周辺の各地区において、上記広報の配布に合わせて方法書の縦覧に係るお知らせを回覧いただいた。

- ・ 八戸市 第十三地区自治会
- ・ 階上町 田代地区
- ・ 軽米町 百鳥地区
- ・ 洋野町 百鳥地区
- ・ 洋野町 大沢地区

軽米町鶴飼地区においては、令和7年3月16日の総会後の時間をいただき、方法書の縦覧に係るお知らせおよび説明会で予定していた内容の簡易説明を行った。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 7 か所にて縦覧を実施した。(別紙 4 参照)

また、ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社のホームページ((2)に同じ)において、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・八戸市環境政策課（青森県八戸市内丸 1 丁目 1-1）
- ・八戸市南郷事務所（青森県八戸市南郷大字市野沢黒坂 11-10）
- ・八戸市島守市民サービスセンター（青森県八戸市南郷大字島守小山田 8）
- ・階上町役場（青森県三戸郡階上町道仏天当平 1-87）
- ・軽米町役場（岩手県九戸郡軽米町軽米第 10 地割 85）
- ・洋野町役場種市庁舎（岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地）
- ・洋野町役場大野庁舎（岩手県九戸郡洋野町大野第 8 地割 47-2）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和 7 年 4 月 4 日（金）から令和 7 年 5 月 9（金）まで
- ・縦覧時間：開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（開庁時間に準ずる。）

※電子縦覧は上記の縦覧期間中、終日アクセス可能な状態とした。

※インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から 1 年間（令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 6 時まで）または準備書の縦覧開始日の前日午後 6 時までのいずれか早い日まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所に設置した縦覧者名簿に記録されていた縦覧者数は延べ 4 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の二の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

- ・開催日時：2025年4月18日（金）18時00分～19時30分
- ・開催場所：アグリパークおおさわ 太陽の間（岩手県九戸郡洋野町種市第69地割16-1）
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：2025年4月19日（土）10時00分～11時30分
- ・開催場所：洋野町役場大野庁舎向田農村センター（岩手県九戸郡洋野町上館第56地割22-5）
- ・来場者数：3名

- ・開催日時：2025年4月19日（土）14時00分～15時30分
- ・開催場所：八戸市島守コミュニティセンター 大ホール（青森県八戸市南郷大字島守小山田8）
- ・来場者数：3名

- ・開催日時：2025年4月19日（土）18時00分～19時30分
- ・開催場所：軽米町笹渡地区農業構造改善センター（岩手県九戸郡軽米町上館第49地割4-24）
- ・来場者数：5名

- ・開催日時：2025年4月20日（日）10時00分～11時30分
- ・開催場所：階上町わっせ交流センター 交流室（青森県三戸郡階上町平内上道1-1）
- ・来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年4月4日（金）から令和7年5月22日（木）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に係る環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。（別紙5参照）

- ①ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、16通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は16通77件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要並びにこれに対する当社の見解

No.	一般の意見の概要	当社の見解
【事業計画について】		
1	方法書には風力発電施設（風車）の設置数が最大9基と明記されて形状等も示されているにも関わらず、実際に予定地域のどこに設置する予定であるかは記載されておりません。また風力発電施設に不可欠な送電網、変電施設、管理事務所等の設置場所等も「検討中」となっており、それらの設置位置や設置形態などについての具体的な記述がありません。実際に風力発電施設やそれに付随する各種施設の建設や稼働、あるいは準備書に記載されているアクセス用の道路の建設や拡幅工事に関して、山林伐採、山の斜面の切削、工事排水や土砂の流出などはいずれも周囲の河川や森林の生態系に悪影響を及ぼします。これらの問題点が考慮されていない今回の方法書は環境影響評価の面で不十分と考えられます。	風力発電機の具体的な設置位置は今後実施する環境調査、予測評価の結果、設計、許認可協議を踏まえて決定するため、方法書では風力発電機を設置する可能性のある範囲を「風力発電機設置想定範囲」として示しました。風力発電機の具体的な設置位置は、準備書でお示しします。 風力発電機以外の付随施設についても、風力発電機の位置と関連することから、今後の検討状況に応じて、準備書以降において可能な範囲でお示しします。 なお、河川や森林の生態系への影響は予測評価の対象としており、具体的な予測評価の結果は準備書でお示しします。
2	本計画では、環境影響評価計画段階環境配慮書が2015年8月に発行されたが、その後、環境影響評価手続きが停止しており、本アセス図書は、約10年ぶりの手続きとなる。このようにアセス手続きを長期間に渡り停滞させている事象については、2025年3月に中央環境審議会から出された、「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」においても、「環境影響評価手続きが実施されている事業の中には、長期的にその後の手続きが進められていないもの」があり、「社会状況及び自然環境の変化を踏まえた適正な環境配慮の確保に支障をきたしている場合があるとの指摘がある」と記述されている。本計画はまさに中央環境審議会でも問題があると指摘されている、長期的にその後の手続きが進められていない計画に該当する。 このようなアセス手続きの長期間の停止は、適切な環境アセスメントを難しくするだけでなく、地域の合意形成の観点からも不適切と言わざるを得ない。再度アセス手続きのやり直しを行うべきである。	「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」においては、「手続きが未着手となっている理由は事業によって異なると考えられるが、今後は、こうした指摘への対応についても、考え方の整理を進めていくことが望ましい。」とあり、現状でアセス手続きのやり直しを義務化したものではございません。なお、今後は方法書に示した方法で適切に調査、予測及び評価を行い、環境に配慮した計画を検討するほか、地域住民とも継続して協議を行い、合意形成に努めます。 配慮書公表から方法書公表までに時間を要した経緯としては、一般送配電事業者が所有する送電線への系統接続の都合によるものであり、課題が解決したため再開しております。現在の規模(最大45,000kW)であれば第2種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約10年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書p.361-363）。
3	本計画では、環境影響評価計画段階環境配慮書が2015年8月に発行されたが、その後、環境影響評価手続きが停止しており、本アセス図書は、約10年ぶりの手続きとなる。このようにアセス手続きを長期間に渡り停滞させている事象については、2025年3月に中央環境審議会から出された、「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電	現在の規模(最大45,000kW)であれば第2種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」においても、「環境影響評価手続きが実施されている事業の中には、長期的にその後の手続きが進められていないもの」があり、「社会状況及び自然環境の変化を踏まえた適正な環境配慮の確保に支障をきたしている場合があるとの指摘がある」と記述されている。本計画はまさに中央環境審議会で問題があると指摘されている、長期的にその後の手続きが進められていない計画に該当する。 このようなアセス手続きの長期間の停止は、適切な環境アセスメントを難しくするだけでなく、地域の合意形成の観点からも不適切と言わざるを得ない。再度アセス手続きのやり直しを行うべきである。	記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。
4	配慮書発行から 10 年経過しており、経過した期間に生じた社会状況や自然環境の変化を十分に踏まえたとは言えず、環境配慮の確保に支障をきたす場合があると中央環境審議会からも問題を指摘していると伺っています。このように配慮書発行から 10 年経過の計画は、地域の合意形成の観点からも不適切であり、アセス手続きを取り下げるべきです。 ※中央環境審議会「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」（2025 年 3 月）	「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」及び「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」においては、「手続きが未着手となっている理由は事業によって異なると考えられるが、今後は、こうした指摘への対応についても、考え方の整理を進めていくことが望ましい。」とあり、現状でアセス手続きのやり直しを義務化したものではございません。なお、今後は方法書に示した方法で適切に調査、予測及び評価を行い、環境に配慮した計画を検討するほか、地域住民とも継続して協議を行い、合意形成に努めます。 配慮書公表から方法書公表までに時間を要した経緯としては、一般送配電事業者が所有する送電線への系統接続の都合によるものであり、課題が解決したため再開しております。現在の規模(最大 45,000kW)であれば第 2 種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。
5	環境影響評価をやり直して下さい。 本計画は、配慮書発行から 10 年経過している事からやり直しをしてほしい。	現在の規模(最大 45,000kW)であれば第 2 種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。
6	この事業は、10 年間停止していて、その間に社会状況、自然状況が変化しています。しかも、今回の計画は岩手県内のみならず、青森県側に拡張しています。青森県民としてこれは放置できない、と考えています。私はこの事業計画自体に反対します。貴	現在の規模(最大 45,000kW)であれば第 2 種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。対象事業実施区域や機種の変更があ

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	社は、最低限、改めてアセスメント手続きをやり直すべきだと思います。	ったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。
7	10 年前に行われたノソウケ峠風力発電事業の環境アセスメントの手続きを再開することは、人道的、社会的道理にかなっていません。 現段階での自然環境について再度、環境アセスメント評価をすべきです。	現在の規模(最大 45,000kW)であれば第 2 種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。検討停止の期間に対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。
8	私は石狩市に住みます。たくさんの風力発電があり、建設されるたびに、野鳥が少なくなってきました。アセスを読んでも以前のアセスより野鳥の飛来が減少していることがわかります。 自然豊かなこの地域への計画は、生物多様性保全に反するものである。環境大臣、行政からも意見が出ているので、中止すべきである。 10 年のいう長い年月停止していた計画をなぜ、すすめようとするのか、疑問である。とりさげるべきです。	配慮書公表から方法書公表までに時間を要した経緯としては、一般送配電事業者が所有する送電線への系統接続の都合によるものであり、課題が解決したため再開しております。 今後は方法書に示した方法で適切に調査、予測及び評価を行い、環境に配慮した計画を検討するほか、地域住民とも継続して協議を行い、合意形成に努めます。
9	アセス配慮書発行（2015 年）から長期間（約 10 年）が経過している。社会環境及び自然環境共に、大きく変化したことを把握しているとは思えない。アセス手続きは無効とすべきです。地域との合意形成も白紙とすべきです。	現在の規模(最大 45,000kW)であれば第 2 種事業であり、新規事業として新たに環境影響評価手続を開始する場合であっても、現行の法令に基づく最初の手続は方法書となるため、結果的に現状と同様の手続になります。検討停止の期間に対象事業実施区域や機種の変更があったことから新規事業とすることも検討しましたが、配慮書の検討結果や頂いたご意見なども図書に記録・反映した上で進めるため同一案件として進めております。 約 10 年の間に基準の変更など生じたものの、方法書から再開すればそれらを網羅した計画になると考えております。なお、配慮書時点と方法書時点での影響の程度の比較も行っております（方法書 p.361-363）。 今後は方法書に示した方法で適切に調査、予測及び評価を行い、環境に配慮した計画を検討するほか、地域住民とも継続して協議を行い、合意形成に努めます。
10	現在、生物多様性の損失は世界規模で急速に進んでいる。2030 年までに、ネイチャーポジティブ、すなわち「生物多様性の損失を止め、反転させる」ための行動をとることが、生物多様性条約やそれにに基づく生物多様性国家戦略で重要な使命となっている。 本事業の事業者の親会社である ENEOS ホールディングス株式会社は、生物多様性の取組を紹介しているサイトにて、「生物多様性の保全を重要なテーマと考えており、これを ENEOS グループ行動基準に	ENEOS ホールディングスは 2022 年度に「製造拠点におけるリスクの把握」に取り組み、海外拠点を含む 27 拠点について調査を実施し、その結果として各製造拠点から半径 5km 以内に厳正保護地域、原生自然地域、国立公園および天然記念物(Ia, b、II、III)に該当する保護区がないことを確認し、その旨開示しております。対象となった製造拠点とは製油所、石油・天然ガス生産拠点、金属製錬施設、鉱山などであり、これらの拠点は特に環境負荷やリスクの観点から検証を進めたものです。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	定めています。操業・生産拠点の新設等にあたっては、あらかじめ環境影響調査を行い、植生や鳥類・動物・海洋生物等の生態系を確認するなど、生物多様性に配慮した取り組みを推進しています。」と謳い、生物多様性ガイドラインを定めている（2025年5月16日確認）。さらに、ENEOSグループは、IUCN（国際自然保護連合）の「保護地域（カテゴリー）」を用いて、製造拠点における生物多様性のリスクの把握をしっかりと行っている。評価結果には、「各製造拠点から半径5km以内に厳正保護地域、原生自然地域、国立公園および天然記念物（I a, b、II、III）に該当する保護区がないことを確認しています。」とあり、このような自然環境への配慮は大変評価できるものである。 しかし、本計画は、三陸復興国立公園の区域から最も近いところで約500mという距離で近接しているだけでなく、すべての風力発電施設の設置場所は、国立公園から5km圏内で計画されている。近接する公園の地種区分は第一種特別地域を含む全域が特別地域となっている。国立公園の特別地域は、優れた風致景観を有する場所であり、生物多様性にとっても大変重要な場所である。上記のENEOSホールディング株式会社のサイトにも記載があるように、生物多様性は「周辺の広大な緑地を豊かな生態系ネットワークの1つとして保全する」ことこそが大切である。本計画は、三陸復興国立公園から広がる生物多様性と生態系ネットワークを毀損するものであり、ENEOSグループの生物多様性ガイドラインに記載のある基本方針と活動方針に反する計画であり、事業計画の抜本的な見直しを求める。	再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、その環境負荷や生物多様性への影響の特性に鑑みて、環境アセスメントや各種許認可を通して適切な開発事業とできることを確認した上で進めており、重大な影響が回避できないと判断されれば事業撤退もあり得ると考えております。なお、風力発電を含む再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策も、地球環境保全において重要と考えており、生物多様性保全と再生可能エネルギー導入が両立できるよう努めてまいります。
11	事業者の親会社であるENEOSホールディングス株式会社ではグループの行動基準として「環境保全」も掲げています。 すでに10年前の配慮書段階での知事意見にも、生物多様性に富む地域での計画であることに厳しい意見が記載されています。 それにもかかわらず、今回の計画を推進していこうとする姿勢からは、この「基準」は単なる見せかけであり、グループの企業はすべて「似非環境企業」だとして「反社」の烙印を甘んじて受けなくてはならないこととなります。	ENEOSホールディングスは2022年度に「製造拠点におけるリスクの把握」に取り組み、海外拠点を含む27拠点について調査を実施し、その結果として各製造拠点から半径5km以内に厳正保護地域、原生自然地域、国立公園および天然記念物(Ia, b、II、III)に該当する保護区がないことを確認し、その旨開示しております。対象となった製造拠点とは製油所、石油・天然ガス生産拠点、金属製錬施設、鉱山などであり、これらの拠点は特に環境負荷やリスクの観点から検証を進めたものです。 再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、その環境負荷や生物多様性への影響の特性に鑑みて、環境アセスメントや各種許認可を通して適切な開発事業とできることを確認した上で進めており、重大な影響が回避できないと判断されれば事業撤退もあり得ると考えております。なお、風力発電を含む再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策も、地球環境保全において重要と考えており、生物多様性保全と再生可能エネルギー導入が両立できるよう努めてまいります。 また、知事意見に従い専門家等のご助言や関係機関との協議結果を踏まえながら、風力発電機の位置・設備配置・規模等を含めた事業計画の具体的な検討を行います。
12	本事業の親会社であるENEOSホールディングス株式会社は、生物多様性保全を重要なテーマとしており、生物多様性のリスク評価も十分に行っていると感じています。しかし、今回の計画は、三陸復興国立公園の区域と近接しており（配慮書時点(2015年)の事業想定区域と方法書での事業実施区域を見比べてもあきらかです）、国立公園から広がる生物多	ENEOSホールディングスは2022年度に「製造拠点におけるリスクの把握」に取り組み、海外拠点を含む27拠点について調査を実施し、その結果として各製造拠点から半径5km以内に厳正保護地域、原生自然地域、国立公園および天然記念物(Ia, b、II、III)に該当する保護区がないことを確認し、その旨開示しております。対象となった製造拠点とは製油

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	様性と生態系ネットワークをこわすものです。 ENEOS グループの生物多様性ガイドラインの基本方針・活動方針に反する計画となっている。	所、石油・天然ガス生産拠点、金属製錬施設、鉱山などであり、これらの拠点は特に環境負荷やリスクの観点から検証を進めたものです。 再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、その環境負荷や生物多様性への影響の特性に鑑みて、環境アセスメントや各種許認可を通して適切な開発事業とできることを確認した上で進めており、重大な影響が回避できないと判断されれば事業撤退もあり得ると考えております。なお、風力発電を含む再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策も、地球環境保全において重要と考えており、生物多様性保全と再生可能エネルギー導入が両立できるよう努めてまいります。
13	親会社の ENEOS ホールディングス株式会社は、生物多様性保全を重要なテーマとしているので生物に対する調査をもっと広げ、徹底的にしてください。	ENEOS ホールディングスは 2022 年度に「製造拠点におけるリスクの把握」に取り組み、海外拠点を含む 27 拠点について調査を実施し、その結果として各製造拠点から半径 5km 以内に厳正保護地域、原生自然地域、国立公園および天然記念物(Ia, b、II、III)に該当する保護区がないことを確認し、その旨開示しております。対象となった製造拠点とは製油所、石油・天然ガス生産拠点、金属製錬施設、鉱山などであり、これらの拠点は特に環境負荷やリスクの観点から検証を進めたものです。 再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、その環境負荷や生物多様性への影響の特性に鑑みて、環境アセスメントや各種許認可を通して適切な開発事業とできることを確認した上で進めており、重大な影響が回避できないと判断されれば事業撤退もあり得ると考えております。なお、風力発電を含む再生可能エネルギー導入による地球温暖化対策も、地球環境保全において重要と考えており、生物多様性保全と再生可能エネルギー導入が両立できるよう努めてまいります。
14	2014 年から 2016 年に提出された法アセス対象の風力発電事業の配慮書は 69 件あるが、それに対しての環境大臣意見として環境面への影響が多岐であることを理由に、「計画の大幅な見直し」を求めている事業は、全体の約 20%にあたる 14 件であり、そのうちの 1 件が本計画である。 それにも拘わらず、今回の方法書で示されている事業計画は、配慮書段階の最大出力規模は 3 万 kW から 4.5 万 kW に増大し、対象事業実施区域は約 520ha から約 641ha へと拡大している。つまり、本アセス図書で示されている事業計画は、環境大臣意見を反映させて事業の改善を図るところか、事業規模を拡大し、自然環境への影響を増大させている。このように本事業計画は、環境大臣意見を完全に無視した対応と言わざるを得ず、事業計画の抜本的な見直しが必須である。	配慮書時の環境大臣意見では「騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと」と述べられているため、適切な事業計画となれば、必ずしも計画の大幅な見直しを求めるものではないと認識しております。 また、最大出力は増えているものの風車基数は減っております。対象事業実施区域の面積は配慮書段階の約 520ha（事業実施想定区域）から約 641ha に拡大した一方で、風力発電機の設置を想定する範囲については、配慮書段階の約 520ha（事業実施想定区域と同じ）から約 134ha に大幅な絞り込みを行っております。 風力事業および環境影響評価の特性上、対象事業実施区域は環境調査の結果を踏まえて絞り込みをしていくため現時点では広く設定しておりますが、実際の改変範囲は今後の調査、予測及び評価を踏まえた検討によって縮小されていきます。今後の調査・予測や設計進捗、関係機関との協議を踏まえて、環境への影響を回避・低減した適切な事業となるよう検討いたします。 なお、環境影響評価法（第 28 条）及び環境影響評価法施行令別表第 2 および第 3 において、環境影響評価制度における手続途中での事業内容の修正及び変更に係る規定が定められており、今回の配慮書から方法書における計画変更は再手続を経ることを要する要件に該当しておりません。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
15	本計画は、10年前にも環境大臣から計画の大幅な見直しを求める厳しい意見が出ているにも拘わらず、規模・範囲ともに拡大している。環境大臣意見を反映するどころか、環境影響を増大させている。	配慮書時の環境大臣意見では「騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと」と述べられているため、適切な事業計画となれば、必ずしも計画の大幅な見直しを求めるものではないと認識しております。 また、最大出力は増えているものの風車基数は減っております。対象事業実施区域の面積は配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域）から約641haに拡大した一方で、風力発電機の設置を想定する範囲については、配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域と同じ）から約134haに大幅な絞り込みを行っております。 風力事業および環境影響評価の特性上、対象事業実施区域は環境調査の結果を踏まえて絞り込みをしていくため現時点では広く設定しておりますが、実際の改変範囲は今後の調査、予測及び評価を踏まえた検討によって縮小されていきます。今後の調査・予測や設計進捗、関係機関との協議を踏まえて、環境への影響を回避・低減した適切な事業となるよう検討いたします。 なお、環境影響評価法（第28条）及び環境影響評価法施行令別表第2および第3において、環境影響評価制度における手続途中での事業内容の修正及び変更に係る規定が定められており、今回の配慮書から方法書における計画変更は再手続を経ることを要する要件に該当しておりません。
16	2015年の計画では、岩手県での建設計画であったが、今回は青森県にまで拡大している。これは県民にとって由々しきことで、決して見過ごすことはできません。反対運動を起こさざるを得ません。	対象事業実施区域の面積は配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域）から約641haに拡大した一方で、風力発電機の設置を想定する範囲については、配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域と同じ）から約134haに大幅な絞り込みを行っております。 風力事業および環境影響評価の特性上、対象事業実施区域は環境調査の結果を踏まえて絞り込みをしていくため現時点では広く設定しておりますが、実際の改変範囲は今後の調査、予測及び評価を踏まえた検討によって縮小されていきます。今後の調査・予測や設計進捗、関係機関との協議を踏まえて、環境への影響を回避・低減した適切な事業となるよう検討いたします。
17	配慮書段階で環境大臣から厳しい意見が出されている状況にもかかわらず計画を拡大している。大臣意見を反映させるところか大臣意見を無視して環境への影響を拡大させる事業計画は、自然環境、地域住民の暮らしに悪影響をもたらすので中止すべきである。	配慮書時の環境大臣意見では「騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと」と述べられているため、適切な事業計画となれば、必ずしも計画の大幅な見直しを求めるものではないと認識しております。 また、最大出力は増えているものの風車基数は減っております。対象事業実施区域の面積は配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域）から約641haに拡大した一方で、風力発電機の設置を想定する範囲については、配慮書段階の約520ha（事業実施想定区域と同じ）から約134haに大幅な絞り込みを行っております。 風力事業および環境影響評価の特性上、対象事業実施区域は環境調査の結果を踏まえて絞り込みをしていくため現時点では広く設定しておりますが、実際の改変範囲は今後の調査、予測及び評価を踏まえた検討によって縮小されていきます。今後の調査・予測や設計進捗、関係機関との協議を踏まえて、環

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		境への影響を回避・低減した適切な事業となるよう検討いたします。
18	鉄鋼やコンクリート製造、輸送、施工の過程で化石燃料が使用され、温室効果ガスが排出される。	今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくして伐採量を減らすことで、温室効果ガスの吸収量の維持・排出量の削減に努めます。 その他の製造・輸送・施工面においても、なるべく温室効果ガス排出量の少ない手法を用いるよう努めます。 一般的に、陸上風力発電設備の建設時には、タワーや基礎等の鉄鋼・コンクリートの製造、部材の輸送、設置工事等において一定量の化石燃料が使用され、その過程で温室効果ガス（GHG）が排出されますが、建設に伴う温室効果ガス排出量は、運用期間中（通常 20 年程度）にわたり削減する CO₂ 排出量と比較すると極めて小さいものです。国際的にも、風力発電のライフサイクル全体（資材調達、製造、輸送、設置、運用、廃棄）での GHG 排出量は、石炭火力や天然ガス火力発電に比べて格段に低いとされています。また、鉄鋼・コンクリートの製造現場や輸送プロセスでも、近年は省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入が進められています。また、必要最小限の資材利用や地元調達を優先することで、環境負荷のさらなる低減に努めます。
19	巨大な風車の支柱や巨大なブレードの製造、外国からの輸送運搬、陸揚げ、特殊な大型運搬車両による建設現場への搬送、運搬道路の建設、管理道路の建設、風車建設地の工事などすべてにかかる化石燃料による CO₂ 発生。林を伐採しての建設が本当に CO₂ 削減になるのか？ 三枚のブレードではない平地で地域ごとの小規模な発電の仕組みや、燃費の改善など研究を進め、環境改変もせず、山も壊さず、景観も壊さず、生きものへの悪影響も人への悪影響も引き起こさない国産の再エネの開発こそ急ぐべきである。第二の税ともいえる再エネ賦課金を毎月支払う国民の願いである。	今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくして伐採量を減らすことで、温室効果ガスの吸収量の維持・排出量の削減に努めます。 その他の製造・輸送・施工面においても、なるべく温室効果ガス排出量の少ない手法を用いるよう努めます。 一般的に、陸上風力発電設備の建設時には、タワーや基礎等の鉄鋼・コンクリートの製造、部材の輸送、設置工事等において一定量の化石燃料が使用され、その過程で温室効果ガス（GHG）が排出されますが、建設に伴う温室効果ガス排出量は、運用期間中（通常 20 年程度）にわたり削減する CO₂ 排出量と比較すると極めて小さいものです。国際的にも、風力発電のライフサイクル全体（資材調達、製造、輸送、設置、運用、廃棄）での GHG 排出量は、石炭火力や天然ガス火力発電に比べて格段に低いとされています。また、鉄鋼・コンクリートの製造現場や輸送プロセスでも、近年は省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入が進められています。また、必要最小限の資材利用や地元調達を優先することで、環境負荷のさらなる低減に努めます。
20	国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、イヌワシなど野鳥への影響、環境に配慮した十分な検討がなされないまま計画が進行しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく有効な対策ではありません。岩手県では、震災後に平地の空き地の至る所に太陽光発電、山地に風力、メガソーラー、木質バイオマス発電、盛岡の築川ダムは貯水ダムから発電ダムに変更など発電事業が多数あり、その多くが環境改変を伴うことから環境保全の課題となっている。 現在、北上高地には多数の風力発電計画があるので計画に反対します。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
21	これだけ科学技術が発達した今も、人は自然に生かされているに過ぎない動物です。その自然を破壊することは子や孫への裏切りです。自然の中で暮らしている全ての動植物、すなわち生き物たちの生息地を破壊し命を奪うことをしてはなりません。日本の国土は人間だけのものではない。全生物の物です。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
22	地球温暖化を止めるために風力発電事業に携わっておられるのですか。 地球温暖化は人為的二氧化碳炭素排出量の増加によって起きていると思いますか。縄文時代は今より3度気温が高かったと学校で習ったと思いますが、そのことだけでも、二氧化碳炭素地球温暖化説が嘘だとわかりませんか。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
23	キヤノングローバル戦略研究所の杉山大志氏は、日本が2050年カーボンニュートラルを達成しても、地球の気温は0.006度しか下がらないと計算されています。また近藤邦明氏は、再生可能エネルギーは自然を破壊するだけで、トータルで見ると二氧化碳炭素の排出量は火力発電よりずっと多くなると計算されています。ぜひ「電力化亡国論」を読んでみてください。恥ずかしくなって風車の仕事などできなくなりますよ。青森や岩手で発電して東京に送電するのでしょうか。送電ロスもあり本当に無駄で何をしていることかです。風車は頭でっかちで重心が上、倒れやすいのは当然、古くなると火を噴くので、山火事を起こす恐れもある。風力発電は、砂漠で実施するもの。地震大国日本ではだめ。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
24	金もうけのためになら何をしてもいいわけではありません。鳥や多くの生き物たちを意味なく殺して	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	まで、儲けるようなことは、本来の日本人の道徳観に反しています。再エネ事業を拡大していけばあなたたちの命を生みはぐくんできた日本国がつぶれてしまいます。違うお仕事を考えましょう。	発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
25	風力発電、太陽光発電が増えているのに、再エネでの発電量を制限して火力発電所が稼働している。原発は再稼働され、「CO2削減」はFIT制度に群がる投資家と利益優先の事業者の都合の言い分ではない。事業者はいい話しか言わないようだ。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
26	生物多様性を重んじる 30by30、G7 サミットの約束を無視する計画である。白紙とすべきでしょう。日本国民と、国、世界の協調性を尊重するのであれば開発は不適切としか言えない。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
27	将来の現況復帰に関して切土盛土の量が多く、基礎においては尾根部を 20m 以上掘削しますので、その場所が土砂崩れの起点となる場合があります。山を現況復帰することは数十年単位でかかりますので、そのプランも実現可能な範囲で提示することが一番の環境保全策となります。	将来事業が終了し原状回復する際には、地元関係者等の意見も踏まえながら、事前に復旧方法や植生回復計画を策定し、現場条件に適合した対応を実施し、土砂災害や環境への重大な影響が生じないように努めます。 なお、撤去および原状回復にかかる費用は、事業

No.	一般の意見の概要	当社の見解
		の中で積立てたうえで、事業が終了した際は確実に対応する計画とします。
28	風車の撤去費用、撤去後の原状回復などの費用負担は高額であるが、事業計画通りに原状回復までの約束が守られる保障はない。事業者が経営難、倒産した場合はどうなるのか。撤去費用が積み立てられるというが、費用の100%と言えるのだろうか疑義がある。諸物価高騰の現在を見て、そのように感じている。	将来事業が終了し原状回復する際には、地元関係者等の意見も踏まえながら、事前に復旧方法や植生回復計画を策定し、現場条件に適合した対応を実施し、土砂災害や環境への重大な影響が生じないように努めます。 撤去および原状回復にかかる費用は、事業の中で積立てたうえで、事業が終了した際は確実に対応する計画とします。なお、固定価格買取制度により事業の見通しが立てやすくなっており、現地で観測する風況も踏まえ、事業期間中に適切な積み立てを行います。
29	本計画は、配慮書段階では岩手県内のみの計画であったが、本方法書では青森県をエリアに拡張している。拡張した青森県の区域は、2025年7月に施行予定の「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」において、保全地域に該当する。同条例は、条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業及び電気事業法に基づく工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外としており、本事業はこれに該当していることから、手続き上の問題はない。しかし、アセス手続き開始時点では青森県内の区域は事業エリアに入っていなかったことに留意し、自然環境の配慮や地元との合意形成を真剣に行うつもりがあるのであれば、既に約1か月後に施行が決定している「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」に基づいた手続きを行うべきである。	自然環境については、今後の環境調査・予測および設計、関係機関との環境影響評価を含む各種許可の協議を踏まえ、影響の回避・低減を図ります。 地域との合意形成については、検討再開時から各市町村への事業検討状況や地域への説明状況の報告や、各最寄り地区との会話や周知をしながら進めております。アセスに限らない自主説明会も弊社から各地区に打診しており、不要との回答がない限りは実施しております。 条例については青森県担当部門からは施行後に問合わせ可能と伺っているため、施行され次第要件を確認し、条例に従い適切に対応いたします。
30	本計画は2015年の配慮書段階では岩手県内のみの計画であったが、今回、青森県側をエリアに拡張している。青森県側エリアは2025年7月施行予定の「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例」において、保全地域に該当している。アセス手続き開始時点で青森県側をエリアに入れていなかったことを留意し、本条例に基づいた手続きを行うべきだ。	青森県の条例については、施行され次第要件を確認し、適切に対応いたします。
31	青森県側に事業実施地域が広がったが、2025年7月に執行予定の条例で保全区域に格闘しているため、この条例に従ってください。	青森県の条例については、施行され次第要件を確認し、適切に対応いたします。
32	県北の計画地は北に三陸復興国立公園の階上岳、南に久慈平岳があり、このふるさとの山野は長年、登山や景勝地として地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電は野生生物、景観、低周波、騒音、森林伐採、大規模環境改変、山野災害の懸念など多くの現境問題があります。各地から影響や事故や苦情が報告されています。計画中止を要望します。	三陸復興国立公園や久慈平岳等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。 なお、三陸復興国立公園である階上岳からの景観に対する影響については、環境省にヒアリングを行っている状況ですが、今後も関係行政機関等と協議を行い、周辺住民や岩手県・青森県の理解を得るよう努めます。
33	図3.1-27にあるように、対象事業実施区域は三陸復興国立公園に近く、ここに風車のように可動部を持つ巨大な建造物を多数設置することは、自然公園としての価値を毀損します。また、図3.2-20にあるように岩手県景観区域図では久慈平岳と蛇石岳の周辺は自然景観とされており、風車の存在は自然景観を損なうものです。	三陸復興国立公園や久慈平岳等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。 なお、三陸復興国立公園である階上岳からの景観に対する影響については、環境省にヒアリングを行っている状況ですが、今後も関係行政機関等と協議を行い、周辺住民や岩手県・青森県の理解を得るよう努めます。
34	自然環境豊かな三陸復興国立公園に隣接して風力発電を建設することは、野生動物や野鳥への影響が	三陸復興国立公園等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	いっそう懸念されます。 ますます、熊が里山に降りてくる可能性も高まり、人への被害も危惧されます。	討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。
35	本計画は三陸復興公園の区域からわずか約 500m と近く、国立公園から 5Km 圏内に計画されており、計画地が第一種特別地域を含む全域が特別地域に指定されている。国立公園の特別地域は、優れた風致景観と生物多様性にとって重要であり、風力発電計画は不適切である。	三陸復興国立公園等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。
36	三陸復興国立公園の隣接地であり、階上岳からの景観に影響する。	三陸復興国立公園等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。 なお、三陸復興国立公園である階上岳からの景観に対する影響については、環境省にヒアリングを行っている状況ですが、今後も関係行政機関等と協議を行い、周辺住民や岩手県・青森県の理解を得るよう努めます。
37	名山、階上岳を含む三陸復興国立公園が設立しているところの隣設地となっている。本来はバッファ的な配慮をすべき土地である。生態系、景観、国民のいやしの場としての価値が大きく損なうことになるだろう。開発申請のあった当時（10 年前）の環境大臣の意見を無視している。	三陸復興国立公園等の環境については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避又は低減するよう努めます。 また、環境大臣意見に従い、専門家等のご助言や関係機関との協議結果を踏まえながら、風力発電機の位置・設備配置・規模等を含めた事業計画の具体的な検討を行います。
38	要約書 22page によると住居まで 900m です。故障によりブレードが飛散した場合、羽の先端の高さ 190m、羽の回転数（毎分 10～20 回）、風車の標高 400～500m、住宅の標高 200m で、羽の先端部が飛散した場合、ブレード先端の速度 $v=10 \times 140 \times 3.14=4400\text{m/分}$ 、時速約 260km になります。標高差は人家 200m+ブレードの先端高さ 190=390m を落下した場合、 $t=\sqrt{2 \times 390/9.8} \approx 9$ 秒かかります。よって 9 秒間に飛散する距離は $\approx 660\text{m}$ となりますので、風の強さや風車の回転数により羽が飛散する範囲内となり非常に危険です。風水害や故障時、無人の施設が迅速に対応できる体制と設備を加えてください。自然保護以前の安全に関する問題です。	事業計画の検討にあたっては、防災や事故防止の面で安全な設計となるよう努めます。改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するよう努めます。 なお、各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たした設計とします。 運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 また、近隣に事務所を設け弊社グループの従業員が常駐するだけでなく、夜間や休日であっても事故発生時にはアラートが所員に届き、有事の際には迅速に対応できる体制を構築します。
39	秋田・青森・山形という東北地方では、本計画のように峠道つまり山の稜線付近に設置することから、林道や作業道の拡幅、保安林の伐採などにより斜面の崩落、水源林の消失という、国土の脆弱化を生んでいます。 また本計画のように集落に近接して稼働した場合には、低周波・超低周波による健康被害が顕著に現れています。さらに、長年の金属疲労などでブレードが落下する例は全国から報告されており、過日は人命を奪うという大事故にもなりました。 日本での風力発電は機械の保守点検をすべて自動化できず、まだまだ課題が多いと専門家も指摘しています。 安心して住み続けられる環境保全に反する行為は、企業価値を下げていきます。 ENEOS の看板を汚さないよう、グループ内でも本計画の白紙撤回をご検討いただくことが、最善の道だと言えます。	事業計画の検討にあたっては、防災や事故防止の面で安全な設計となるよう努めます。改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するよう努めます。 なお、各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たした設計とします。 運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 また、近隣に事務所を設け弊社グループの従業員が常駐するだけでなく、夜間や休日であっても事故発生時にはアラートが所員に届き、有事の際には迅速に対応できる体制を構築します。 騒音や超低周波音についても調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生活環境や健康への影響を回避または低減するよう努めます。
40	大規模な森林伐採、表土の掘削などの山野開発	事業計画の検討にあたっては、防災や事故防止の

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	は、山野災害の要因となります。 温暖化による最近のゲリラ豪雨や大型台風などは、今後は大型化すると気象専門家の意見も報道されています。岩泉町では過去に台風 10 号、台風 19 号の豪雨被害が発生し、集落が孤立しました。周辺地域の低周波の人や家畜への影響、風車の影の対象人家は 39 軒あり地元住民への懇切丁寧な説明をお願いします。防災工事で想定する降水量はいくらなのか明確な説明がありません。 計画は 1 基 4000kw～5000kw の大型風車を 9 基建てる計画で、切土 24 万 m³、盛土 17 万 m³で残土は 7 万 m³発生など大規模な環境改変です。残土処理は明確でない。計画地は森林ですが森林伐採の詳細、伐採数値が示されておりません。 先月、秋田ではブレードの落下事故で死亡事故が発生しています。今年 5 月の稲庭岳の風力発電工事で地元漁協が河川濁水懸念や近郊の軽米町では太陽光発電の漏電事故による火災事故が二度発生するなど再生エネルギーの災害報道がありました。 計画地の山腹には複数の河川があることから山野災害が懸念されますので計画に反対します。	面で安全な設計となるよう努めます。改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するよう努めます。 なお、各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たした設計とします。 運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 また、近隣に事務所を設け弊社グループの従業員が常駐するだけでなく、夜間や休日であっても事故発生時にはアラートが所員に届き、有事の際には迅速に対応できる体制を構築します。 周辺地域の皆様にはアセス法定説明会だけでなく、地区向けの説明会を行うなど、意見交換を進めており、今後も定期的な報告やご要望があれば説明会を行ってまいります。
41	風力発電機設置想定範囲は多くの侵食谷が稜線直下まで迫る複雑な地形であり尾根は痩せています。遷急線の傾斜角は 30° を超えています。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。アクセス道路や風車ヤードを設けるために遷急線の近くにおいて、樹木の大量伐採や大規模な土地の改変が行われることとなります。地震、豪雨、融雪が誘因となって土砂崩れが起きることが危惧されます。実際、2022 年 7 月の大雨では山形県庄内町の風力発電所でアクセス道路が崩れました。2024 年の能登半島地震では多くの風力発電所で風車ヤードやアクセス道路が崩れました。これらの中には復旧の見通しが立たない事業もあるようです。本事業の風力発電機設置想定範囲は風力発電機を設置するには不適當な場所であると考えます。	事業計画の検討にあたっては、防災や事故防止の面で安全な設計となるよう努めます。改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するよう努めます。 なお、各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たした設計とします。 運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 また、近隣に事務所を設け弊社グループの従業員が常駐するだけでなく、夜間や休日であっても事故発生時にはアラートが所員に届き、有事の際には迅速に対応できる体制を構築します。
42	この事業には絶対に反対です。 理由は、自然大破壊であり、この場所を災害多発地域にしてしまうからです。 何のために、日本の森を壊すのですか。 担当者の方は日本人ですか。 祖先は、森なくして人なし、森あつての人間と言って、森を大切に守ってきました。その結果、世界の多くの国が水不足で苦しんでいる中、日本は豊かな水資源に恵まれ、全産業が発展しています。水道からはいつでもきれいな飲み水がふんだんに出てきます。祖先が森や自然を残したからです。感謝しよう。	温室効果ガスの増加による地球温暖化は、世界的な異常気象の大きな要因となっており、異常気象の発生頻度、規模とも、年を追うごとに深刻化しています。これを放置すれば、青森県と岩手県も含め、自然環境が脅かされることになりかねません。その地球温暖化への対策として有効となるのが、再生可能エネルギーの導入により、化石燃料による発電を可能な限り置き換えることとされています。 風力発電を含めた多様な再生可能エネルギー導入によって、地球規模での環境破壊にブレーキをかけることが、自然環境ならびに生物多様性の保全にも繋がると考えております。 今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、動植物の生息・生育環境への影響を低減するよう努めます。 また、防災の面でも十分安全な設計となるよう努めます。なお、風力発電事業の実施にあたっては各種許認可が必要であり、県や国等の審査を受けながら、各種基準等を満たす計画とします。
43	三重県に青山高原と言って 20 年前に風車をたくさん立てた場所があります。ぜひ見に行ってください。いたるところで山崩れが止まりません。山を荒	事業計画の検討にあたっては、防災や事故防止の面で安全な設計となるよう努めます。改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するよう

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	らすと川も海も台無しになってしまいます。壊した自然はもう二度と戻りません。以上、反対理由です。日本人ならもっと日本の国土を愛してほしい。外資にボロ儲けさせるための手伝いなどする必要はない。誇り高く生きてほしいです。	努めます。 なお、各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たした設計とします。 運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 また、近隣に事務所を設け弊社グループの従業員が常駐するだけでなく、夜間や休日であっても事故発生時にはアラートが所員に届き、有事の際には迅速に対応できる体制を構築します。
44	風車は尾根筋の立木を伐採し、尾根を削り、運搬道や管理道路、沈砂池の造設、盛土を行う結果、尾根から山地の崩壊を招く恐れがある。林業の施工では尾根筋は地盤が不安定で土砂崩れの高リスクなので、保護樹林帯として自然林を残すのが当たり前である。尾根筋を改変しての風車建設は論外である。 最近、稲庭風力発電工事で、川への濁水が不安視され、地元の漁協が事業者へ要望を出されたとの新聞記事を見た。沈砂池は事業地の一部の雨水しか吸収できないのではないかと。また、沈砂池を越流するような降雨の場合があるのではないかと。花崗岩地質の土壌は水の道がたくさんできる。崩壊を引き起こしたり、盛土が土石流となったりするのではないかと。尾根への風車建設はやめるべきである。 建設地周辺への道路建設等で周辺に草地が造成され、シカやイノシシが増え、冬季には里に移動するので、農家は食害対策に追われ、食害や資材購入など負担が増す。河川の濁水流入、田畑への食害増など、地域にとっては迷惑なことである。計画は中止するべきである。	各種工事や風力発電機をはじめとする電気設備は国や県の審査を受け、基準を満たし安全に配慮した設計とします。運転開始後は日常の点検や荒天後の現場点検を行うことにより事故の防止に努めます。 改変面積は必要最小限とするなどして、土砂災害を防止するほか、環境への影響や鳥獣類（シカ、イノシシ等）による影響を低減するよう努めます。
45	p.2-18に残土は「対象事業実施区域内で処理する計画である」とありますが、谷筋を埋めて土捨て場を作ることは絶対にやめてください。谷地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震や豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思いますが、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。 さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。供用期間終了後は、誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。明確な解答を求めます。 地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー（谷状の溝）を形成して少しずつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。大規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです。	残土の処理方法や排水設備については、森林法、宅地造成及び特定盛土規制法等の許認可協議を踏まえ安全に配慮した設計とします。 事業期間中は弊社にて保守管理を行います。事業終了後に道路など残す場合は行政へ譲渡させていただくなど、管理方法を検討いたします。
46	図 3.2-18 及び図 3.2-19 には「三八崩流	「三八崩流 20110201_133517（箇所番号 466-

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	20110201_133517（箇所番号 466-H0009）」の情報が欠けています。訂正してください。 従って p3-127 の『「山地災害危険地区」について図 3.2-18 に示すとおり対象事業実施区域にはない』という記述は誤りです。上の崩壊土砂流出危険地区は対象事業実施区域と重なっています。訂正してください。	H0009)」について、図書上で記載が漏れておりましたので準備書では正しく記載のうえ、本文の記述も修正します。ご指摘いただきありがとうございます。
【騒音・低周波音・風車の影について】		
47	風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や人体の健康、さらに牧畜業などにも悪影響を及ぼす可能性があることは以前より指摘されておりますが、それにとどまらず当該地域の野生鳥獣の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては風車の影や低周波音を含む騒音に関する調査を実施することは示されているものの、これらが野生鳥獣の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類の生息にどのような影響を及ぼすかという点には全く触れられておりません。従ってこの方法書に示された事業計画のままでは野生鳥獣の生息環境保全に繋がらないと考えられます。	騒音、超低周波音、風車の影による影響については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生活環境や健康への影響を回避または低減するよう努めます。 なお、騒音や低周波音、風車の影が動物（野生鳥獣や家畜）に与える影響については、現時点では十分な知見等がなく、調査・予測・評価の手法も確立されていないと認識しておりますが、今後も引き続き、最新の知見等の情報収集に努めます。
48	事業区の近隣に住宅地や教育施設、老人施設があり、騒音、シャドーフリッカー、低周波被害など生活環境への影響、健康被害の恐れがある。低周波や回転音は人では2kmを越えても影響を受け、不眠や体調不良を起こす人もいっている。音は風下に伝播しやすく、遠方まで影響が及ぶと聞く。睡眠障害、睡眠遮断、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、イライラ、カすみ目など健康への悪影響が想定される。終日回転し続ける風力発電は他の生きものへの音や低周波の影響があり、周辺の家畜にも影響が出るのではないかと。 札幌医大の研究者の発表では①約2kmの人たちに症状が出て離れると治った。②1.5kmの3基の夜間停止、2基の回転数の4割減で睡眠障害が7割減ったという。耐えられず転居した人もいっているという。事業者は「健康に直接影響を及ぼす可能性は低い」という環境省の指針を、あたかも保証を得たかのように使っているようだが、人それぞれの感じ方の違いは存在する。低周波被害を引き起こす風力発電の事業計画は中止するべきである。	騒音、超低周波音、風車の影による影響については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生活環境や健康への影響を回避または低減するよう努めます。 なお、騒音や低周波音、風車の影が動物（野生鳥獣や家畜）に与える影響については、現時点では十分な知見等がなく、調査・予測・評価の手法も確立されていないと認識しておりますが、今後も引き続き、最新の知見等の情報収集に努めます。
49	風車から1～2kmに住宅がある、2km以内に保育所があるなど、低周波音の被害が出る可能性があり、この事業に不適切な場所である。	超低周波音による影響については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生活環境や健康への影響を回避または低減するよう努めます。 なお、事業実施想定区域から2.0km以内の地域に「笹渡保育園（軽米町）」がありましたが、2022年3月に閉園したことを確認しました。近隣の住居及び学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設に対しては、適切な手法で調査、予測及び評価を行います。
【水質について】		
50	方法書 101page 大沢浄水場・笹渡浄水場の水源地であり、切土・盛り土の影響があり、保水力や排水の水の流れがかわり、水の混濁や工事の影響が必ず起こります。特に風水害等の影響が変わりますので排水池の対策が十分であるかどうかは不明です。稼働後の監視項目として水質の変化を必ず継続的に行ってください。	水質については、水源地も含め調査、予測及び評価を行ったうえで、必要に応じて事後調査または環境監視の実施を検討します。 また、水の流れについては森林法等の協議を通して影響の低減に努めます。
51	水質調査地点は、常に水があり、かつ出来るだけ	水質の調査地点は、対象事業実施区域から表流水

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	沢の上流に設定してください。特に WP-3～WP-6 はさらに上流に設定するのが適当であると考えます。上流に於いて支流に分岐する場合は支流ごとに調査地点を設けるのが適当であると考えます。	が集合する可能性のある河川において、アクセス可能な上流側の地点を選定します。
【動物について】		
52	岩手県と青森県にまたがる北上高地とその周辺の広大な地域は多様で豊かな自然に恵まれ、多種多様な野生鳥獣の貴重な生息地、繁殖地、越冬地、あるいは渡りの中継地となっております。そしてその中には環境省や岩手県のレッドデータブック・レッドリスト等に掲載されている希少猛禽類や渡り鳥を含む数多くの鳥類も含まれます。そのため国は当該風力発電事業予定地に近接する青森県階上岳の周囲を三陸復興国立公園に（方法書 p. 118 等）、岩手県は洋野町滝沢鳥獣保護区・洋野町種市中野西部鳥獣保護区・軽米町軽米鳥獣保護区に、青森県は階上鳥獣保護区・不習岳鳥獣保護区にそれぞれ指定しており（方法書 p. 119）、さらに青森県はこの地域を「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（案）」のゾーニング区分で「保全地域」に（方法書 p. 160）、岩手県はこの地域一帯を「優れた自然の保全区分」のレベル C とレベル D（方法書 p. 144）及びレッドゾーン・イエローゾーンに指定しております（方法書 p. 155～p.158）。また方法書 p. 64～p. 65 にも記載されているように、環境省は事業予定地域の周辺を環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティーマップで注意喚起レベルの A3 に指定しております。このような地域に大型風力発電施設の建設を行うと豊かな自然環境、特に希少鳥類の生息環境に悪影響を与え、とりわけ尾根沿いでの最大 9 基にも及ぶ風車の設置は尾根筋の間や尾根の周りに存在する周辺地域へも風力発電施設の影響が及びます。その結果として、希少鳥類の生息エリアを狭めるなど当該地域周囲の広いエリアに重大な悪影響が及ぶと予想されます。 また風力発電施設に付随する変電施設や送電網、アクセス用の道路の新設や拡張などの工事も自然環境を損ないます。当該事業予定地の大半は山の斜面の森林地帯であり、事業実施予定地の半分ほどは河川の水資源の確保を目的とする「水源涵養保安林」の指定地域内となっております（方法書 p. 150～p. 153）。従って当該事業計画の実施に伴いこの地域の自然環境に限らず水資源の確保や地域防災体制などに悪影響が及ぶ恐れもあります。しかし方法書第 4 章を見る限りにおいては、当該事業計画の妥当性についての土木分野や防災関連分野の専門家へのヒヤリングは行われておりません。河川災害・山林災害は自然環境の破壊にとどまらずに地元住民の生活環境破壊にも直結しますので、貴社の事業計画には防災に関する検討が欠けていると考えざるをえません。 従って当該事業予定地域とその周辺地域の自然環境の保全の立場より、私どもは貴社の方法書に示される事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。	対象事業実施区域内および周辺の自然環境については、国や県による地域の指定状況、ならびに希少鳥類が生息している可能性も踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、自然環境に十分配慮した事業計画とするよう努めます。 防災面については森林法をはじめとする各種許可の協議を踏まえ安全に配慮した事業計画を検討します。
53	当該事業予定地域の周辺にはイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類が生息しております。そしてイヌワシ・クマタカの生息状況は今回の方法書 p. 64 のメッシュ図に示されております。イヌワシ・クマタカはいずれも環境省の「レッドリスト 2020」でも絶滅危惧 IB 類、岩手県の「レッドリスト 2024」で絶滅危惧 I 類、青森県レッドデータブック 2020 で A ランク	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛翔経路や飛翔高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減す

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	に指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められています。また文化財保護法においてイヌワシは国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。これに対して風力発電施設は主に「バードストライク」と「風力施設の忌避による狩場（餌場）の放棄」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。北上高地には既に数力所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。今回の事業予定地周辺を含む北上高地北部には複数のイヌワシ営巣地が存在しますので、イヌワシの生息環境保全のためには営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を絶対に避ける必要があります。 従って希少猛禽類の生息環境の保全の立場より、私どもは貴社に対して当該事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。	るよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
54	風力発電施設の設置は山の稜線を希少猛禽類や大型鳥類が飛行する際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設の周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。例えば岩手県内では2008年9月に釜石広域ウィンドファームでイヌワシのバードストライクが発生しており、以前イヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では姫神ウィンドパークの稼働に伴いイヌワシが全く姿を見せなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛行経路や飛行高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
55	配慮書段階と比較して風車の基数が10基から9基に減らされたとはいえ、方法書p. 4～p. 7のように当該事業が進められれば山の尾根筋に最大高度190mの3ブレード型風車が林立する状態となることに大差はありません。この190mという高度はこれまでの種々の研究結果により希少猛禽類の主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られております。既存の3ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることは過去の膨大なデータから明らかになっており、既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。実際に2008年9月に釜石広域ウィンドファームで発生したイヌワシのバードストライクも3ブレード型の風力発電装置によるものでした。当該事業がこのまま進められれば、風力発電施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの発生の可能性が高まります。	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛行経路や飛行高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 コウモリ類についても、音声モニタリング調査を含む現地調査を実施して、出現状況を把握したうえで、生息環境への影響やバットストライクの影響等を予測します。その結果、コウモリ類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクやバットストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
56	日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の鳥類調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでわからなかった渡りのコースなども徐々に明らかになってきております。実際に大型渡り鳥にGPSを装着して追跡する最新の調査技術により、北上高	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛行経路や飛行高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	地がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りのルートの一つであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが知られるようになりました。今回の方法書 p. 59～p. 63 の図でもガン・ハクチョウ類がこの地域を渡りの経路となっており、同じく p. 53～p. 54 の文献調査にも希少なコクガン・オオジシギなど多くの渡り鳥の確認事例が記載されています。一方そのリストに掲載されていませんが、当該地域には環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオジロワシなども少数ながら渡来しております。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。 従って鳥類の生息地と渡りのコースの保全対策の観点に基づき、私どもは貴社に対して当該事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。	コクガンについては、河川での水質調査も実施して水の濁りの影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生息環境に配慮した計画とするよう努めます。オオジシギについては、夜間調査も実施して生息状況の把握に努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
57	風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、多数の鳥類が命を落としている事実はこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも広く知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が不可欠であり、過去の失敗事例への反省に基づく保全対策の準備も欠かせません。しかし風力発電施設のバードストライク事故や野鳥の行動障害に関する過去の文献や報告例は今回の方法書の文献中に含まれておらず、バードストライク・バットストライクを頻繁に起こしている既存の3ブレード型以外の風力発電機の導入案の検討についての言及もありません。即ち当該事業計画にはバードストライクの問題点を事前に解決しようとする方向性が乏しいように思われます。また今回の方法書には施設稼働後の事後調査や仮に事故等が発生した場合の対応等に関する記述もありません。	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛翔経路や飛翔高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 コウモリ類についても、音声モニタリング調査を含む現地調査を実施して、出現状況を把握したうえで、生息環境への影響やバットストライクの影響等を予測します。その結果、コウモリ類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクやバットストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
58	オオジシギは環境省のレッドリスト2020では準絶滅危惧種(NT)に、岩手県のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類に、青森県レッドデータブック2020ではBランクに指定されております。実際に日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも、本州での繁殖地の減少が顕著であり生息地の保全が喫緊の課題であることが明らかになっております。そしてオオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし文献調査により当該事業予定地の近隣地域でオオジシギの生息が想定されている(方法書 p. 53)にも関わらず、オオジシギの繁殖期におけるバードストライクの可能性を適切に評価するための調査は予定されていないようです。即ち、当該事業計画にはこの地域のオオジシギの生息環境保全への配慮が欠けていると考えられます。	オオジシギについては、夜間調査も実施して生息状況の把握に努めます。調査結果を踏まえて予測評価を行い、影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
59	青森県から宮城県にかけての三陸沿岸一帯ではコクガンが渡来し越冬します。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給し	コクガンについては、河川での水質調査も実施して水の濁りの影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することで、生息環境に配慮した計画とするよう努めます。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	ている多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全が求められます。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。しかし今回の方法書の中には内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける記述は見られず、このままではコクガンをはじめとする渡り鳥の生息環境保全への配慮は全く不十分であると言わざるを得ません。	
60	要約書 37page バードストライクに関して低減できる対策は昼間の稼働停止のほか出ていません。夜のライトアップ停止で低減できるというレポートはありません。必ず低減できると実証された対策をもって低減できるかできないかを明示してください。	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛翔経路や飛翔高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
61	風力発電は、開けた尾根の空間に建てることから、野鳥の特にワシタカ類、ハヤブサ類などの希少猛禽類やそこを通過する渡り鳥、コウモリ類のバードストライク・バットストライクの被害が国内外から多数報告されています。欧米など日本より先に普及した外国ではスズメから大型のワシ類、ハクチョウ・ガン類まで殆すべての野鳥の被害報告があります。今回計画の3枚ブレード方式の風力発電は、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があります。ブレードに扇風機のような防護はなく、高速で回転するブレードは野生生物の衝突を防ぐ有効な術はありません。また風車建設と取り付け道路などの周辺の大規模な環境改変は、そこに生息する野鳥の生息地を奪うという側面もあります。バードストライクに関し、岩手県が事業者に要請した「バードストライクの対策会議」や環境省の「海ワシのバードストライク対策会議」でも有効な対策は出ておりません。発電効率を求めず、野鳥保護に配慮するなら、最近、国内企業も開発した出力は低いブレードのないマグナス式他の発電方式を検討すべきです。 方法書の文献調査では、希少猛禽類イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ノスリ等。ハクチョウ、ガン類、アトリ、ツグミ、カシラダカ、マヒワなど冬鳥の記載があります。計画地の尾根は、ハクチョウ・ガン類や小鳥類の渡りのルートですのでバードストライクが懸念されます。イヌワシは生息メッシュからは外れているとの図が示されていますが、県のレッドゾーンには計画地の一部、イエローゾーンには計画地全域が入る。しかし専門家のヒヤリングでは、イヌワシの生息地ではない。クマタカの生息にも疑問を示し、計画地はオオタカの生息環境とも述べています。これまでの北上高地の希少猛禽類調査では、少なくとも10種以上のワシタカ、ハヤブサ類が計画地内で多数確認されています。この計画地は峠であることからアセスメント調査でも希少猛禽類等は種類、件数ともに高い確率で出現する可能性は高いと思われます。岩手ではイヌワシのバードストライクが2008年に釜石WFで発生。一昨年、山形県ではクマタカのバードストライクが発生していま	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛翔経路や飛翔高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 コウモリ類についても、音声モニタリング調査を含む現地調査を実施して、出現状況を把握したうえで、生息環境への影響やバットストライクの影響等を予測します。その結果、コウモリ類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクやバットストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	す。 計画の巨大風車は、高さが 190m ブレードの直径 140m もあり通過する希少種だけでなく留鳥のヤマドリやハクチョウ・ガン類やツグミ、アトリ、マヒワ等の渡り鳥、コウモリ類の飛ぶ高度に近く、バーストライク・バットストライクの懸念や攪乱が予想されることから、保護の観点から問題があることから計画に反対します。	
62	イヌワシ等希少猛禽類の生息地であり、ガン、カモ、ハクチョウ類の渡りのルートになっている。イヌワシ大国と言われた岩手が昨年は巣立ちが 0 羽だったと聞いている。今年の状況はわからないが、昨年に続いて厳しい状況だと聞く。県内各地に建設される風力発電施設、メガソーラー施設がイヌワシの餌場を奪い続けている。狩りのために遠隔地への飛翔を余儀なくされ、エネルギー消耗の増加などが生息を危うくしている。エサ不足から繁殖行動ができない個体や、個体自身の生命の維持さえも危うくなって、つがいも個体も急激に減少していると聞いている。また、風車へのバードストライクの危険がある。モーションスミア現象でブレードから 10m 以内に近づくと風車が見えなくなり激突死を引き起こすと言われる。ハンティング中に侵入して激突すると考えられている。岩手県ですでに釜石の風力発電所で日本初のイヌワシのバードストライクが発生し、北海道ではオジロワジやオオワシを含めて多くの希少鳥類が激突死している。ブレードに色付けをして風車の存在を知らせるといのが効果がないとの報告もある。このままでは岩手のイヌワシは絶滅してしまうので、計画は中止するべきである。また、現地はハクチョウ類、ガン、カモの渡りのルートであり、春秋の野鳥の渡りにも激突死を招く。野鳥や飛行する昆虫への影響も大である。計画は中止するべきである。	希少猛禽類や渡り鳥を含む鳥類については、対象事業実施区域周辺における出現状況を、飛翔経路や飛翔高度等も含めて詳細に調査したうえで、生息環境や渡りルートへの影響、バードストライクの影響等を予測します。その結果、鳥類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バードストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。 なお、風力発電機による飛行する昆虫への影響については、現時点では十分な知見等がなく、調査・予測・評価の手法も確立されていないと認識しておりますが、今後も引き続き、最新の知見等の情報収集に努めます。
63	コウモリ類はブレードが回転することによる気圧差によって引き起こされる圧負荷肺損傷によって死亡することが報告されている。ブレードの後ろにできる低压部分に吸い込まれ、小さな肺や心臓が破裂すると言われている。コウモリの大量死は周辺の環境に影響を与え、生態系のバランスを崩す恐れがある。計画はやめるべきである。	コウモリ類については、音声モニタリング調査を含む現地調査を実施して、出現状況を把握したうえで、生息環境への影響やバットストライクの影響等を予測します。その結果、コウモリ類への影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 また、事後調査についても、バットストライクが発生した場合の対応を含め、必要に応じて検討します。
64	今回の方法書 p. 197 には鳥類の専門家の意見として「事業実施想定区域はイヌワシが生息していない地域」「クマタカの巣はないと思われる」と記載されております。しかしこのヒヤリング自体は配慮書段階（2015 年）に先立って実施されたものであり、そのままでは現在の状況に基づいているとは言えません。しかしこの専門家は意見の中でイヌワシ・クマタカの生息状況を丁寧に調査するよう求めています。実際に北上高地北部一帯にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは私どものこれまでの観察により明らかになっており、環境省が事業予定地域周辺を環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティーマップで注意喚起レベルの A3 に指定していることも前述した通りです。これに関して岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣	方法書における調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、2024 年に改めて専門家ヒアリングを実施しております。鳥類の専門家からは「イヌワシが出現した場合、事業地から南側約 30km に生息するペアの片割れである可能性もある。」との意見も伺っております。イヌワシ・クマタカについては、専門家ヒアリングの結果も踏まえ、現地調査で実際の生息状況を把握するよう努めます。また、生息状況に基づいて予測評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 なお、本事業の対象事業実施区域は、岩手県が公開している「イヌワシの生息地（イエローゾーン）」には該当していません。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	するイヌワシ営巣地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域周辺を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地（狩場）が失われていると判断されます。イヌワシの生息環境保全のためには営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護しなければならず、重要地域（営巣地・狩場等）に限らず近接する生息地域でも風力発電施設の建設を是非とも避ける必要があります。当該事業計画地域の岩手県側のほぼ全域はそのような地域（イエローゾーン）に相当しますので、このままではイヌワシ・クマタカの生息環境に対して悪影響を及ぼす可能性があります。	
65	本計画は環境影響評価計画段階環境配慮書の発行から10年が経過し、岩手県のRDBの改定もおこなわれ、専門家へのヒアリングも現状を反映していない恐れがあり、環境影響評価が適切に行われなと思われる。事業計画中止を決断するように求める。	方法書における調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、2024年に改めて専門家ヒアリングを実施しております。 文献調査で確認された動植物の重要な種については、岩手県レッドリストも含め、最新の選定基準を反映して再整理したうえで、方法書に記載しております。今後の現地調査で確認された種についても、最新の選定基準に基づいて重要な種を選定したうえで、予測評価を行います。
66	最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種イヌワシが確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。 しかし現行のアセス法では、月当たり3日間連続の調査を1年半と短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から秋の長い日照時間帯で、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。アセス法に希少種がいくら確認されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。 事後調査も不明確な事例が多く見られます。事業の可否判断となる専門家は、計画を容認する人選をしているように感じます。匿名とせず氏名を公表することで権威が証明されます。特に希少猛禽類調査並びにバードストライク調査計画を見ても内容はゆるく、実情を把握できないような内容です。渡り鳥の最盛期や悪天候時は、バードストライク・バットストライクが懸念されることから、風車の稼働を止める、ブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の具体的な対策が示されておられません。現状の緩い法規制では、飛翔性生物の野鳥、コウモリ類、昆虫などの生物への被害並びに山野災害、地元住民は風車の影、低周波など地域住民に被害が及ぶことが懸念されます。 これから実施されるアセス調査では、環境ごとに適正な調査方法並びに調査定点の配置、最新の調査方法を実施すること。イヌワシなど猛禽類調査は、これまでノウサギなど餌動物調査が不十分と感じます。夜間のコウモリ調査は、調査機器に依存した調査のみでブレードの高さ以上を飛ぶ種類の判別ができないなど調査結果の限界を感じています。専門家には適正、公正な環境影響評価をお願いします。	本事業における今後の環境影響評価にあたっては、専門家の助言を得ながら、最新の知見等も踏まえて、適切に調査を実施したうえで、予測評価を行うよう努めます。また、必要に応じて環境保全措置を検討することで、自然環境や生活環境への影響を回避または低減するよう努めます。
67	風車の羽に鳥やコウモリが衝突して死んでいるケ	バードストライクやバットストライクの影響につ

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	ースが報告されている。また設置工事や稼働することで発せられる騒音が周囲の動植物の生息環境を変えてしまう。	いては、対象事業実施区域周辺における鳥類及びコウモリ類の出現状況を詳細に調査したうえで、予測を行います。また、工事騒音による動物への影響についても、同様に動物の出現状況を調査したうえで、予測を行います。その結果、影響が大きいと考えられた場合は、最新の知見を踏まえて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。 なお、風力発電施設の稼働による騒音が動植物に与える影響については、現時点では十分な知見等がないものの、今後も引き続き、最新の知見等の情報収集に努めます。
68	近年は「面としての環境保全」の考え方に基づき風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められています。実際に今回の方法書 p. 19～p. 20 にはこの考え方に沿う形で他事業者による近隣の風力発電事業計画中の岩手県内の事業が合計 3 件示されていますが、方法書に示されている枠を半径 10.9km にすると、北上高地北部において「(仮称) 小軽米風力発電事業」も視野に入ります(方法書 p. 251)。そしてさらにその視野を南側や西側に向けると「(仮称) 岩手久慈風力発電事業」「(仮称) 久慈山形風力発電事業」「(仮称) 西久慈風力発電事業」「(仮称) 折爪岳北風力発電事業」等の幾つもの事業計画が並んでおります。すなわち、当該地域周辺では複数の事業者による風力発電事業の地理的連続が際立っております。仮にも当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地の広い範囲で希少猛禽類の生息適地が失われると共に北上高地から三陸沿岸にかけての広大な地域を往来する渡り鳥の渡り経路がいくつもの障壁で遮断される形にもなり、それらの生育環境に及ぼす累積的影響はかなり大きくなる事が懸念されます。従ってこのような微妙な自然環境下では地域内に多数の風力発電施設が立ち並ぶ状況は論外であり、1 箇所の風力発電施設の上空から視認可能な範囲に別の風力発電施設が存在するような状況は避ける必要があります。しかし今回の方法書には貴社の当該事業計画と他の事業計画の相互の位置関係に関わる相乗的環境影響への言及はなく、わずかに p. 253 において希少猛禽類の「生息範囲に複数の事業が存在する場合、施設の稼働に伴い、累積的影響が生じる恐れがある」と述べるに止まっております。そして希少鳥類の生息環境や渡り鳥の渡来コースを保全するために風力発電施設間に最低限どの程度の距離を置く必要があるか、他事業者との情報共有や事業内容の調整をどのように行い、どのように累積的環境影響を抑制・低減させるかなどについての記述はありません。このままでは貴社の事業計画には累積的環境影響への配慮が欠けていると見なさざるをえません。 従って北上高地北部の全域に関わる野生鳥獣の生息地と渡り鳥の渡りコース保全対策の観点に基づき、私どもは貴社に対して当該事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。	対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業が計画されており、鳥類及び景観について累積的影響が生じる可能性があると考えており、方法書 6.2 章に記載しております。引き続き、対象事業実施区域周辺の風力発電事業に関する情報を収集するとともに、最新の知見に基づき予測評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、累積的影響の回避または低減に努めます。
69	周辺地域には、ほかの事業計画が「小軽米」「洋野	対象事業実施区域周辺には複数の風力発電事業が

No.	一般の意見の概要	当社の見解
	風力」の4件挙げられている。南部の計画を含めると10件近い計画若しくは既設があり、その累積的影響評価は大きな問題です。これだけ北上高地北部に集中的に計画されるとその環境影響評価が課題ですが、これまで岩手の計画では、累積的環境影響評価が示されたことがない。 岩手はイヌワシ保護に専門職員の配置や環境基本計画にイヌワシの繁殖率の数値を掲げています。北上高地に風発、太陽光発電が稼働後、狩場を失う事やバードストライクなどから、最近7年の生息数の激減が著しく、2023年巣立ち1か所、2024年はイヌワシ巣立ちゼロの最低ランクまで落ちました。国内有数のイヌワシの生息地の現状は最悪で近い将来絶滅が懸念されるレベルです。宮城ではすでに絶滅した。 現状では北上高地の風力発電、太陽光発電計画ではイヌワシが高頻度で複数ペアが確認されても、計画が中止になった事例はない。これは公平、適正な環境影響評価がされなかった結果です。市民や市町村はイヌワシの実情を知らず、イヌワシの生息状況に詳しい岩手県は、北上高地全域に風力計画が多数取りざたされてから、やっと2024年にレッドゾーン、イエローゾーンを公表したが対応が後手です。もしもこの計画が実施され、複数の新たな送電網が整備されると、送電塔や送電線もバードストライクの大きな要因ですので野鳥、コウモリ等の衝突リスクは高くなります。環境改変前に示された影響予測では、不確実性が高く信用ができません。この計画の累積的環境影響はとて大きいと思われるので、計画中止を要望します。	計画されており、鳥類及び景観について累積的影響が生じる可能性があると考えており、方法書6.2章に記載しております。引き続き、対象事業実施区域周辺の風力発電事業に関する情報を収集するとともに、最新の知見に基づき予測評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、累積的影響の回避または低減に努めます。
70	底生動物の調査地点は、出来るだけ沢の上流に設定してください。特にFT03～FT06はさらに上流に設定するのが適当であると考えます。上流に於いて支流に分岐する場合は支流ごとに調査地点を設けるのが適当であると考えます。	底生動物の調査地点は、対象事業実施区域から表流水が集合する可能性のある河川において、アクセス可能な上流側の地点を選定します。
【生態系について】		
71	森林伐採により、生態系の破壊や土壌侵食のリスクが生じる。	今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、生態系への影響を低減するよう努めます。 生態系や水質への影響については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。
72	土壌（森）の優れた生態系（何百年もかけて作り上げられている）が壊れてしまう。 水質汚染のリスクが増大してしまう。これをとり戻せなくなってしまう。	今後の事業計画検討にあたっては、改変面積を極力少なくするなどして、生態系への影響を低減するよう努めます。 生態系や水質への影響については、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで、影響を回避または低減するよう努めます。
【景観について】		
73	他事業の環境影響評価図書において、景観の調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる場合が散見されます。そのようなことがないように、まわりを探索して最もよく視認できる場所を選んでください。特に「日常的な視点場」の場合、アンケートを取って各地区からの希望を反映して眺望点を選択するのがより良い方法と考えます。	景観調査地点は、現地の状況も確認のうえ、不特定多数の方が利用する主要な眺望点、ならびに日常的な視点場を選定します。

No.	一般の意見の概要	当社の見解
74	稜線に配置される場合は、垂直視野角ではなく、仰角を考慮すべきと考えます。仰角を合わせて記載してください。また、風車群に対する水平視野角を追加してください。	景観については、風車自体の見え方を評価しやすい垂直見込角を指標として、予測評価を行います。また、準備書においては風車群に対する水平視野角を記載します。
75	「景観対策ガイドライン（案）」は、鉄塔の基準（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会 昭和 56 年）を流用したものであり、実際の視覚的效果を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的效果、風車群のクラスターとしての視覚的效果が支配的です。見込み角や仰角を判断基準とする評価は誤った予測結果に繋がります。風車の見え方に対するより合理的な評価基準ができるまでの間、VR(Virtual Reality)技術等を用いたより直感的な調査結果を提示するよう求めます。	景観については、フォトモンタージュ法により、風車の見え方を直感的に示したうえで、最新の知見を踏まえて予測評価を行います。
76	「日常的な視点場」の記述が表 6.3-22 及び図 6.3-21 にはありますが表 3.1-34 及び図 3.1-25 にはありません。特に理由がなければ第 3 章にも記載してください。	第 6 章に記載した「日常的な視点場」は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 7 年 2 月改訂、経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課）を踏まえて、「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」として机上検討により選定した調査地点であり、既存資料の情報を整理したものではないため、第 3 章には記載していません。
【人と自然との触れ合いの活動の場について】		
77	要約書 28page の人と自然のふれあいの場としての検討が全くされていません。 またこの地域では山の幸が豊富なところで、多くの人々が山に入ります。人が入らないと山が荒れるということもあります。再度現況調査を春・夏・秋・冬に行い人々の暮らしを妨げない対策をしてください。	人と自然とのふれあいの活動の場については、方法書 p.326～329（要約書 p.124～127）に記載のとおり、今後現地調査を実施したうえで、予測評価を行う予定です。主要な人と自然とのふれあいの活動の場の利用状況を把握したうえで、人々の暮らしを妨げないよう十分配慮した事業計画を検討します。

注) 一般の意見の概要は、基本的に原文を尊重した。ただし、個人情報に係る部分は非公開とした。

日刊新聞紙における公告等

デーリー東北（令和 7 年 4 月 4 日 19 面）

公 告

「環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会の開催について」

環境影響評価法に基づき、「(仮称) ソンケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書) を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について次のとおりお知らせします。

■事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者 代表取締役 竹内 一弘

所在地 東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号 六本木ヒルズ・スタワー

■対象事業の名称 種類及び規模 (仮称) ソンケ峠風力発電事業 (風力発電 (陸上) 最大 45,000kW)

■対象事業実施区域 青森県八戸市及び三戸郡階上町、岩手県九戸郡軽米町及び洋野町

■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県八戸市及び三戸郡階上町、岩手県九戸郡軽米町及び洋野町

■方法書の縦覧 縦覧場所: 八戸市環境政策課、八戸市南郷事務所、八戸市島守市民サービスセンター、階上町役場、軽米町役場、洋野町役場、洋野町役場市庁舎、洋野町役場大野庁舎

縦覧期間: 令和 7 年 4 月 4 日 (金) から令和 7 年 6 月 9 日 (金) まで

縦覧時間: 開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (各施設の開庁日・時間に準ずる)

電子縦覧: http://www.eneos-re.com/news/22kousuke_houkusho.php

※方法書の縦覧期間は令和 7 年 6 月 9 日 (金) までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から 1 年間 (令和 8 年 5 月 8 日 (金) 午後 6 時 00 分まで) または準備書の縦覧開始日の前日午後 6 時 00 分までのいずれか早い日まで閲覧することが出来ます。なお印刷及びダウンロードはできません。

■方法書に係る説明会の開催を予定する日時及び場所

令和 7 年 4 月 18 日 (金) 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分 アグリパークお

おさわ 太陽の間

令和 7 年 4 月 19 日 (土) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分 洋野町役場大野

庁舎田代村センター

令和 7 年 4 月 19 日 (土) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分 八戸市島守コ

뮤니ティセンター 大ホール

令和 7 年 4 月 19 日 (土) 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分 軽米町役場地区

農業構造改善センター

令和 7 年 4 月 20 日 (日) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分 階上町わっせ交

流センター 交流室

■意見書の提出について

方法書について環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することが出来ます。意見書の用紙は、縦覧場所及び右記の電子縦覧のページから入手することが出来ます。

提出方法: 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の観点からのご意見を日本語により記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出ください。

提出期限: 令和 7 年 5 月 22 日 (木) ※当日消印有効

■意見書の郵送先及び内容についてお問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第 2 本部 開

発第 1 部 開発第 2 チーム

東京都港区六本木 6 丁目 2 番 31 号 六本木ヒルズ・スタワー

TEL 03-6455-4800 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日を除く)

担当: 神山

広報誌におけるお知らせ

広報はしかみ (2025 年 4 月号 19 ページ)

環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の開催について

ENEOSリニューアブル・エナジー(株)は、町内で計画している風力発電事業に関し、環境影響評価の結果などを記載した「(仮称)ソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書)を縦覧します。また、事業および方法書の内容について説明会を開催します。

■縦覧場所 階上町役場 町

民生活課窓口

■電子縦覧

https://www.eneos-re.com/news/2025nosouke_houhoushoo.php

■期間 4月4日(金)～5月9日(金)

■意見書の提出について

意見書の用紙は、縦覧場所および電子縦覧のページから入手できます。用紙に氏名および住所、方法書の名称、環境保全の見地からの意見を記入の上、5月22日(木)までに縦覧場所に設置してある意見箱に投函または郵送してください(当日消印有効)。

○方法書に係る説明会

■日時 4月20日(日)
10時～11時30分

■場所 わつせ交流センター交流室

■ENEOSリニューアブル・エナジー(株) 事業開発第2本部開発第1部開発第2チーム
(〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー) ☎03(6455)4900(担当:神山)

「（仮称）ノソウケ峠発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧のお知らせ

青森県八戸市及び階上町、岩手県軽米町及び洋野町において、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が計画している「（仮称）ノソウケ峠風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の方法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催します。

■縦覧書類

（仮称）ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書

■事業者の名称

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者 代表取締役 竹内 一弘

■対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）ノソウケ峠風力発電事業

「（陸上 風力発電）最大45,000kW」

■縦覧場所 軽米町役場1階 町民ホール

■電子縦覧

https://www.eneos-re.com/news/2025nosouke_houhousho.php

■縦覧期間

令和7年4月4日（金）～令和7年5月9日（金）

■縦覧時間 開庁日の8:30～17:00

■方法書に係る説明会

令和7年4月19日（土）18:00～19:30

笹渡農業構造改善センター

■意見書受付期間

令和7年5月22日（木） ※当日消印有効

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。意見書の用紙は、縦覧場所及び上記の電子縦覧のページから入手することができます。

■提出方法

氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出ください。

【意見書の問い合わせ、提出先】

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

事業開発第2本部 開発第1部 開発第2チーム

東京都港区六本木6丁目2番31号

六本木ヒルズノースタワー

（☎03-6455-4900）

（土・日・祝日を除く9:00～17:00）

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当（☎46-2115）

風力発電事業の縦覧・説明会

ENEOS リニューアブル・エナジー(株)が計画している「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業」に関して、環境影響評価方法書の縦覧および内容について説明会を開催します。

■縦覧期間 4月4日(金)～5月9日(金)

■縦覧場所 種市庁舎1階町民ホール、大野庁舎1階町民室

■説明会日時 ▷4月18日(金) 午後6時～ アグリパークおおさわ
▷4月19日(土) 午前10時～ 向田農村センター

■問い合わせ先 ENEOS リニューアブル・エナジー(株) 神山 ☎03-6455-4900

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社ホームページにおけるお知らせ

 **ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社**

English |  サイト内検索 |  お問い合わせ

企業情報 | 再生可能エネルギー | 地域とともに | サステナビリティ | **ニュース** | 採用情報

TOP > ニュース > > 「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧のお知らせ

ニュース

2025年4月4日

環境アセスメント

「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧のお知らせ

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、2025年4月3日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり縦覧します。

▼ 方法書の縦覧について

▼ 住民説明会

▼ 意見書の提出について

▼ お問い合わせ先

方法書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
八戸市庁 環境政策課	いずれも開庁・開館時間のみ
八戸市役所 南郷事務所	
八戸市 島守市民サービスセンター	
階上町役場	
軽米町役場	
洋野町役場 榎市庁舎	
洋野町役場 大野庁舎	

縦覧期間

2025年4月4日(金)～2025年5月9日(金)
(休庁・休館日、年末年始を除く)

インターネットによる縦覧

方法書の縦覧期間は2025年5月9日(金)までですが、インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から1年間(2026年5月8日(金)18:00まで)または準備書の縦覧開始日の前日18:00までのいずれか早い日まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer は対象外です。

※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に変更となりました。

表紙目次	 詳細はこちら
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 詳細はこちら
第2章 対象事業の目的及び内容	 詳細はこちら
2.1 対象事業の目的	 詳細はこちら
2.2 対象事業の内容	 詳細はこちら
2.2.1 特定対象事業の名称	 詳細はこちら
2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	 詳細はこちら
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	 詳細はこちら
2.2.4 対象事業実施区域	 詳細はこちら
2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	 詳細はこちら
2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの	 詳細はこちら
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 詳細はこちら
3.1 自然的状況	 詳細はこちら
3.1.1 大気環境の状況	 詳細はこちら
3.1.2 水環境の状況	 詳細はこちら
3.1.3 土壌及び地盤の状況	 詳細はこちら
3.1.4 地形及び地質の状況	 詳細はこちら
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	 詳細はこちら
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	 詳細はこちら
3.1.7 一般環境中の放射線物質の状況	 詳細はこちら
3.2 社会的状況	 詳細はこちら
3.2.1 人口及び産業の状況	 詳細はこちら
3.2.2 土地利用の状況	 詳細はこちら
3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	 詳細はこちら
3.2.4 交通の状況	 詳細はこちら
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	 詳細はこちら
3.2.6 下水道の整備状況	 詳細はこちら
3.2.7 廃棄物の状況	 詳細はこちら
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	 詳細はこちら
3.2.9 その他の事項	 詳細はこちら
第4章 計画段階配慮事項の選定、並びに調査、予測及び評価の手法	 詳細はこちら
4.1 計画段階配慮事項の選定	 詳細はこちら
4.1.1 事業特性	 詳細はこちら
4.1.2 主な地域特性	 詳細はこちら
4.1.3 計画段階配慮事項の選定	 詳細はこちら

4.2 調査、予測及び評価の手法	 詳細はこちら
4.3 調査、予測及び評価の結果	 詳細はこちら
4.3.1 騒音及び超低周波音	 詳細はこちら
4.3.2 風車の影	 詳細はこちら
4.3.3 動物	 詳細はこちら
4.3.4 植物	 詳細はこちら
4.3.5 生態系	 詳細はこちら
4.3.6 景観	 詳細はこちら
4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場	 詳細はこちら
4.4 総合評価	 詳細はこちら
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 詳細はこちら
5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見	 詳細はこちら
5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	 詳細はこちら
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 詳細はこちら
6.1 環境影響評価の項目の選定	 詳細はこちら
6.1.1 環境影響評価の項目	 詳細はこちら
6.1.2 選定の理由	 詳細はこちら
6.2 対象事業実施区域の周囲における稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響について	 詳細はこちら
6.2.1 対象事業実施区域の周囲における稼働中及び計画中の風力発電事業の状況	 詳細はこちら
6.2.2 稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響に係る項目の検討	 詳細はこちら
6.3 調査、予測及び評価の手法の選定	 詳細はこちら
6.3.1 専門家等へのヒアリング	 詳細はこちら
6.3.2 調査、予測及び評価の手法並びに選定の理由	 詳細はこちら
第7章 その他環境省令で定める事項	 詳細はこちら
7.1 配慮書に対する関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解	 詳細はこちら
7.1.1 配慮書に対する岩手県知事、青森県知事の意見及び事業者の見解	 詳細はこちら
7.1.2 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解	 詳細はこちら
7.2 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	 詳細はこちら
7.2.1 配慮書段階における事業実施想定区域及び複数案の設定について	 詳細はこちら
7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯	 詳細はこちら
第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 詳細はこちら
資料編	 詳細はこちら
要約書	 詳細はこちら

住民説明会

開催場所・日時

開催場所	日時
1. アグリパークおおさわ 太陽の間 (岩手県九戸郡洋野町榎市第69地割16-1)	2025年4月18日(金) 午後6時00分から午後7時30分まで
2. 洋野町役場大野庁舎 向田農村センター (岩手県九戸郡洋野町上館第56地割22-5)	2025年4月19日(土) 午前10時00分から午前11時30分まで
3. 八戸市 島守コミュニティセンター 大ホール (青森県八戸市南郷大字島守小山田8)	2025年4月19日(土) 午後2時00分から午後3時30分まで
4. 軽米町 笹渡地区農業構造改善センター (岩手県九戸郡軽米町上館第49地割4-24)	2025年4月19日(土) 午後6時00分から午後7時30分まで
5. 階上町 わっせ交流センター 交流室 (青森県三戸郡階上町平内上道1-1)	2025年4月20日(日) 午前10時00分から午前11時30分まで

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(2025年5月22日(木)まで)
- (2) 下記の宛先に郵送(2025年5月22日(木)当日消印有効)

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第1本部 開発部 第2チーム宛

意見書用紙

 詳細はこちら

お問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発部 第2チーム
担当 神山、高橋
電話 03-6455-4900(代表)
(土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで)

ニュース一覧へ戻る



青森県ホームページにおけるお知らせ



新着情報

Google 検索

メニュー

現在の位置: [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境エネルギー部](#) > [自然保護課](#) > (仮称)ノソウケ峠風力発電事業(環境影響評価
手続状況)

関連分野: [環境・エコ](#)

更新日付: 2025年4月11日 [自然保護課](#)

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業(環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称)ノソウケ峠風力発電事業
事業者	ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 (ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社から商号変更)
事業の種類	風力発電所(陸上)の設置
事業の規模	出力: 最大45,000kW
事業実施想定 区域	八戸市、陸上町、岩手県軽米町及び洋野町
関係地域	八戸市、陸上町、岩手県軽米町及び洋野町
配慮書	公告: 平成27年8月24日 縦覧: 平成27年8月24日～平成27年9月24日 審査会意見: 平成27年11月9日 (☐内容はこちらです) 知事意見: 平成27年11月18日 (☐内容はこちらです)
方法書	公告: 令和7年4月4日 縦覧: 令和7年4月4日～令和7年5月9日 (縦覧場所) 八戸市環境政策課、八戸市南郷事務所、八戸市島守市民サービスセンター、陸上町役場、洋 野町役場福祉市庁舎、洋野町役場大野庁舎 (電子縦覧) ☐事業者のホームページはこちらです 説明会の開催: ・令和7年4月18日 18時～ アグリパークおおさわ 太陽の間 ・令和7年4月19日 10時～ 洋野町役場大野庁舎南田農村センター ・令和7年4月19日 14時～ 八戸市島守コミュニティセンター 大ホール ・令和7年4月19日 18時～ 軽米町笹渡地区農業構造改善センター ・令和7年4月20日 10時～ 陸上町わっせ交流センター 交流室 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
準備書	
評価書	
事後調査等報 告書	

[関連ページ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話: 017-734-9485 FAX: 017-734-8072
[お問い合わせ](#) [このページを印刷する](#)



青森県庁

郵便番号: 030-8570
住所: 青森県青森市長島一丁目1-1
電話: 017-722-1111(大代表)
開庁時間: 8時30分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を
除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があり
ます。



- このサイトについて
- サイトマップ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権・リンク等
- アクセシビリティ
- 画面表示の変更など
- Foreign Language
- よくある質問

岩手県ホームページにおけるお知らせ

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価手続状況](#) > [環境影響評価図書の縦覧・継続公表のお知らせ](#) > [事業者による縦覧中の環境影響評価図書](#) > (仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

ページ番号1082648

更新日 令和7年5月14日

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

縦覧状況

実施事業者

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

縦覧場所

八戸市庁環境政策課、八戸市役所南郷事務所、八戸市島守市民サービスセンター、階上町役場、軽米町役場、洋野町役場種市庁舎、洋野町役場大野庁舎

縦覧期間

令和7年4月4日(金曜日)～5月9日(金曜日)まで (注)休庁・休館日、年末年始を除く

縦覧時間

いずれも開庁・開館時間のみ

その他

縦覧終了後も下記リンクから引き続き図書を御覧いただけます。

▶ [ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社\(外部リンク\)](#)

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号:019-629-5269 ファクス番号:019-629-5364

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

八戸市ホームページにおけるお知らせ



[組織から探す](#)
[施設を探す](#)
文字サイズ
標準
拡大
背景色変更
黒
青
白
言語を選択
音声読み上げ

[暮らし・手続き](#)
[健康・福祉](#)
[子育て・学校](#)
[文化・スポーツ](#)
[事業者向け](#)
[施設案内](#)
[行政情報](#)

現在の位置
ひと・産業・文化が輝く北の創造都市
暮らし・手続き
ごみ・環境・ペット
環境・グリーン社会
自然保護
「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」の公表について



自然保護

指定外来生物にアリについで
自然保護関連リンク
指定外来生物
アメリカオニアザミに注意！
「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」の公表について

— Hachinohe —
観光・イベント情報


移住情報


内容についてのお問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第2本部 開発第1部 開発第2チーム
東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー
TEL：03-6455-4900（午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）） 担当：神山


この記事に関するお問い合わせ先

市民環境部 環境政策課 環境政策推進グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階
電話：0178-43-9265 ファックス：0178-47-0722
[環境政策課へのお問い合わせフォーム](#)


より良いサイトにするため、みなさまのご意見をお聞かせください

このページは分かりやすかったですか？ 分かりやすかった理由はなんですか？
（複数回答可）
☐ 言葉が分かりやすい ☐ 情報量が適切 ☐ レイアウトが見やすい ☐ タイトルと内容が合っている ☐ タイトルが分かりやすい ☐ ページのある場所が適切

このページは分かりにくかったですか？ 分かりにくかった理由はなんですか？
（複数回答可）
☐ 難しい言葉が多い ☐ 情報が足りない ☐ 情報が多い ☐ レイアウトが見にくい ☐ タイトルと内容が合っていない ☐ タイトルが分かりづらい ☐ ページのある場所が間違っている

その他このページやサイトへのご意見があればご記入ください



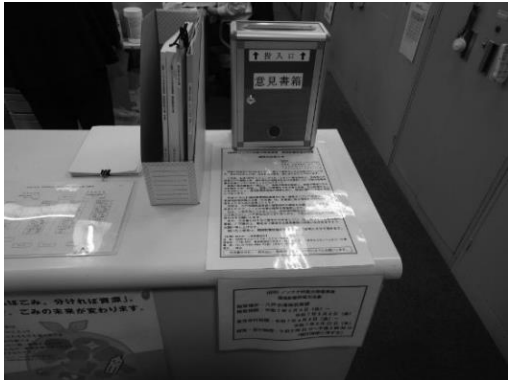
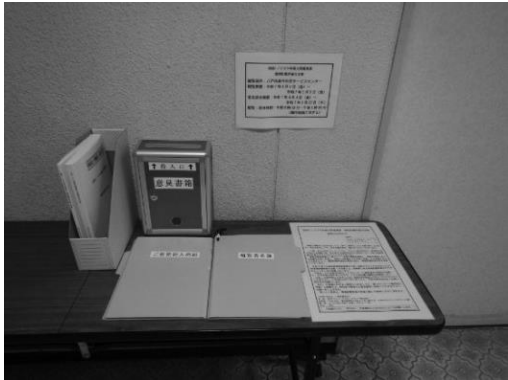
八戸市役所
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
電話 0178-43-2111（代表） ファックス 0178-45-2077（各課連絡先 / 庁舎案内）
開庁時間：午前8時15分から午後5時
開庁日：月曜日から金曜日[祝日・休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く]



[施設を探す](#)
[組織から探す](#)
[サイトマップ](#)
[よくある質問](#)
[このサイトについて](#)
[お問い合わせ](#)

Copyright 2020 Hachinohe City. All Rights Reserved.

縦覧状況

八戸市環境政策課 	八戸市南郷事務所 
八戸市島守市民サービスセンター 	階上町役場 
軽米町役場 	洋野町役場種市庁舎 
洋野町役場大野庁舎 	

ご意見記入用紙

「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、弊社まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱にご投函ください。

令和 年 月 日

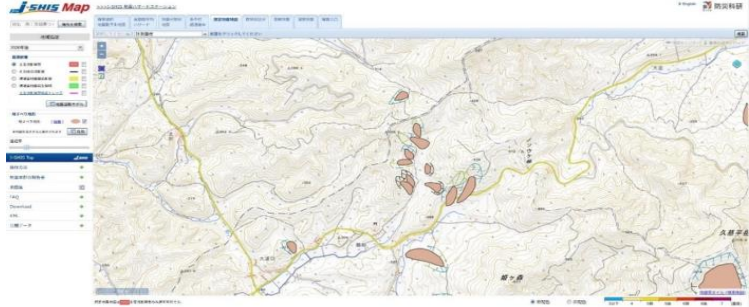
ご住所	〒 ー
ご氏名	

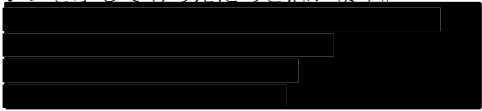
環境の保全の見地からのご意見（日本語により、意見の理由を含めて記載ください）

- ※ 環境影響評価法施行規則第四条及び第十二条の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記載いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業実施区域	齊藤会長	3-122(144)	東側の発電機設置想定区域が保全区分「B」にかかっている。事業実施区域内に複数の設置想定区域を設けており、総合的判断で設置位置を決定しようという意図はわかるが、保全区分「B」のエリアを選定しなければならない理由を説明いただきたい。	事業性確保のためにはある程度の基数を確保する必要があり、現時点では最大9基を見込んでいます。 今後の環境調査や今後の設計進捗の結果、保全区分B以外の範囲だけで事業が成り立たなくなる可能性があるため、現時点では保全区分Bの範囲も入れさせていただきました。 なお、保全区分Bの区域はメッシュ単位で設定されておりますが、「岩手県自然環境保全指針」で掲げられている保全目標及び保全方向を考慮したうえで、適切に調査を行ってメッシュ内における環境の実態を把握し、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてまいります。
2	事業実施区域	前田委員	3-122(144)	発電機は最大9基の計画ですが、設置想定区域は約23基建設可能な広さがあると思われます。峠の東側にある約7基分の設置想定区域は、岩手県自然環境保全指針のB区分に該当しますので、ここを設置区域から外すことを検討して下さい。	隣接する風車の間隔は基本的に3D(D=風車ブレードの回転半径)以上離す必要があるため、20基を超える風車が建設可能な範囲とは考えておりませんが、頂いたご意見や今後の調査・予測の結果や設計、関係機関との協議を踏まえて事業範囲の絞り込みを行うなど、適切な事業計画となるよう検討いたします。 なお、保全区分Bの区域はメッシュ単位で設定されておりますが、「岩手県自然環境保全指針」で掲げられている保全目標及び保全方向を考慮したうえで、適切に調査を行ってメッシュ内における環境の実態を把握し、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてまいります。
2 再質問	〃	〃	〃	3D=210メートルですので、仮に250メートル間隔としても約23基が建設可能と思われます。実際は何基可能と考えているのか、峠の東側と西側に分けて回答下さい。	現時点での計画では峠の西側に7基、東側に2基としておりますが、今後の現地調査および予測結果や、各種許認可の協議を踏まえて確定させてまいります。
3	事業実施区域	伊藤歩委員	3-127(149) 3-128(150) 3-131(153)	対象事業実施区域や風力発電機設置想定区域が水源涵養保安林の区域と重なっているようです。そのような配置は避けることを検討していただければと思います。	保安林は可能な限り回避する方針で検討しますが、使用させていただくことを検討する場合は、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう検討し、関係機関との協議や周辺住民との意見交換を密に行います。
4	事業実施区域	高橋専門調査員	3-127(149) 3-128(150) 3 131(153)	本事業の実施区域は保安林が含まれている。保安林での事業実施は回避すべきである。	保安林は可能な限り回避する方針で検討しますが、使用させていただくことを検討する場合は、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう検討し、関係機関との協議や周辺住民との意見交換を密に行います。
5	事業実施区域	齊藤会長	7-30(360)	久慈平岳北側に「土砂流出危険区域」を対象事業から除外した旨の円いエリアが示されているが、そのエリア内に発電機設置想定区域が含まれている。理由を説明いただきたい。	久慈平岳北側における、対象事業実施区域から除外した範囲の円を、必要以上に広く示しておりました。実際に除外した範囲は「別添資料（委員質問No. 5）」に示すとおりであり、対象事業実施区域は含んでおりません。
6	事業実施区域	高橋専門調査員	3-138(160)	本事業の実施区域は青森県指定の保全地域が含まれている。保全地域での事業実施は極力回避すべきである。	「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例（仮称）案の骨子について」（2024年、青森県）では、保全地域は「自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域」と定義されており、また、知事が認めた場合、共生区域（自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域）に指定される場合もあるとされております。そのため、事業実施が一律に規制される地域ではないとの認識です。 将来的に「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」が施行された中で、保全地域での事業実施が可能かどうかは、今後青森県と協議しつつ検討し、環境や地域に配慮した計画とするよう努めてまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
7	騒音	永幡委員	6-20～6-22 (258～260) 6-29(267) 6-31(268)	工事用資材等の搬出入に係る騒音、振動の調査地点について、p. 269の地図をみる限り、大まかには提案通りでよいと思われる。しかし、これらの地点は、山がちな地域にあるように見え、そのような場合、例えば、アクセルをより踏み込む必要がある地点で騒音影響は大きくなる可能性が高いと考えられる。実際に調査、予測するにあたっては、それぞれの測定地点周辺の地形や道路状況をよく確認し、自動車走行音が最大となると考えられる地点で、調査、予測、評価を行うこと。その際、それぞれの地点を選んだ根拠を明記すること。	実際の調査にあたっては、借地の制約もある中での対応にはなりますが、測定前に現地踏査を行い、測定地点周辺の地形や道路状況を踏まえ、自動車走行音の影響が最も大きくなると想定される地点を検討のうえ、調査地点を選定いたします。また、準備書で調査地点の選定理由を明記いたします。
8	騒音	永幡委員	6-25～6-28 (263～266) 6-33(271)	施設の稼働に係る騒音の調査地点について、WN-3以外については、地図をみる限り、概ね各集落で最も風力発電機設置位置に近い住宅を意識して選んでいるように見えるが、WN-3については、集落の中で最も影響を受ける地点ではないように見える。 また、地図上の「大沢」と明朝体で書いてある地点に1軒だけある住宅（以下、「大沢」）は、WN-3, 7の測定点より明らかに設置想定区域に近い位置の住宅であるように見えるが、ここは無視されている。WN-3をこの位置にした理由、及び、「大沢」を無視した理由について、明確な説明をしていただきたい。	WN-3は、集落における対象事業実施区域に近い住宅から、設置スペースが確保でき、土地所有者に了解を得られた場所を選定しております。施設の稼働に係る騒音については、予測地点周辺も含めた形で、面的に予測を行うことを想定しておりますが、対象事業実施区域により近い場所に予測地点を設定することも検討いたします。 また、対象事業実施区域の北東側を代表する調査地点は、当初「大沢」を第一候補としておりましたが、調査地点としての使用を断られたため、現状のEN-3・WN-3及びEN-7・WN-7を選定しております（「別添資料（委員質問No. 8）」参照）。なお、EN-3・WN-3及びEN-7・WN-7の選定経緯については、住民個人の事情が含まれるため、方法書への掲載は控えております。 「大沢」への騒音の影響については、地理的に近接しているWN-7の調査結果を評価の参考といたします。
9	騒音	永幡委員	6-28(266)	稼働騒音の評価方法について、今の時点においては、ご提案の方針は、現状の科学的知見を正当に取り込んだものとして、正当であると考えている。ただし、今後、新たな科学的な知見が出てきた場合には、それらを十分に考慮していただきたい。 また、国内で稼働している4,000kW級の風力発電機において、発電機から1km程度の住居で騒音被害が出て、対策が必要となっている事例が出ているようである。それらの動向も注視し、住民の健康影響が出ない計画を立案していただきたい。	施設の稼働に係る騒音について、最新の科学的知見の動向に注視しつつ、住民の健康影響を考慮した事業計画を検討いたします。
10	騒音	伊藤絹子委員	7-4(334)	【計画段階環境配慮書に対する軽米町長からの意見】 事業想定区域から2km以内に居住建物があることから、騒音、低周波対策を十分に検討してほしいという意見がだされています。事業区域を2km以上離す方向で検討する予定でしょうか。	風力発電機の配置計画検討にあたっては、岩手県のガイドライン・住宅周辺の地形・土地利用等を踏まえ、住宅から概ね1km以上離すことを想定しております。 ただし、対象事業実施区域から約2.0kmの居住建物を対象に、風力発電施設の稼働に係る騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価を実施したうえで、必要に応じて環境保全措置を実施し、影響の回避、低減に努めます。
11	水環境	伊藤歩委員	3-79(101)	対象事業実施区域の周辺には水道水源がいくつかあり、特に大沢浄水場の水源は表流水のようですが、取水地点を示していただけませんか。また、水源となる河川の上流部への濁水の流入が懸念されます。濁水の流入を防ぐためのより具体的な対策案を示していただきたい。 また、灌漑利用があれば、その取水場所も示してください。	大沢浄水場を含めた周囲の水道水源の取水点及び灌漑利用の取水点の場所については、自治体へのヒアリング等により、確認を行ってまいります。 本事業の濁水の流入を防ぐ対策としては、概ね風力発電機のヤードごとに沈砂池を、集水面積が大規模な場合は必要に応じて調整池を設けることで、濁水流出の回避又は低減を図ってまいります。
12	水環境	高橋専門調査員	3-17～3-19 (39～41)	本事業の実施区域は松館川の源流部に当たるが、松館川の下流部（青森県八戸市）には新井田川漁業協同組合サケマス孵化場があり、サケ稚魚の大規模な放流が実施されている。本事業による水質汚濁の可能性が考えられるため、新井田川漁業協同組合サケマス孵化場をはじめとする新井田川水系の漁業関係者の理解を得る必要がある。	新井田川漁業協同組合には、2025年4月に事業の説明に伺っており、サケマス孵化場の取水源に影響が出ないよう配慮して貰いたいとの意見を頂いております。新井田川漁業協同組合を含む、対象事業実施区域周辺の漁業関係者とは、今後も対話を継続しながら理解を得たうえで、水源や漁場に悪影響を及ぼさないよう事業を検討してまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
13	土地の安定性	大河原委員	3-127(149)	「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」について対象事業実施区域及びその周囲には存在しないとあります。国立研究開発法人 防災科学技術研究所のJ-SHISには、対象事業実施区域内に複数の地すべり地形が表示されておりまして、斜面防災上、危険個所の抽出について、さらなる精度向上を図ることが必要と考えます。調査方法や精度向上に向けた取り組みについて、具体的な手法、お考えがあれば伺いたい。 	防災上の危険個所に関する資料は改めて精査し、現地の状況も確認のうえ、防災面で問題のない事業計画とするよう努めてまいります。
14	動物(昆虫類)	櫻井委員	6-59(297) 6-69(307)	高茎草地の調査地点が1カ所となっているが、離れた位置にある高茎草地にも調査地点を設けてもらいたい。重要な種が確認されている場所なので慎重に調査をしてほしい。	風力発電機設置想定区域の大部分は「落葉広葉樹林」または「針葉樹林等」であり、「高茎草地」が占める割合は小さいため、調査地点は1箇所としております。なお、ご指摘を踏まえ、高茎草地に生息している可能性のある重要種には十分留意のうえ調査を実施いたします。
15	動物(鳥類)	高橋専門調査員	6-65(303)	東部の風車設置想定区域に渡り鳥調査地点を追加すること	対象事業実施区域東部の風力発電機設置想定区域のうち、久慈平岳北西側の尾根部については、2023年11月より先行実施している希少猛禽類調査の中でも現地の確認を行っておりますが、尾根全体が樹林に覆われており、十分な視野を確保できる場所がなかったため、渡り鳥調査地点を設定しておりません。なお、対象事業実施区域東部の上空を確認する定点として、MP03を設定しております。
16	動植物、生態系	前田委員	6-49～6-81(287～319)	動植物および生態系に関する調査を前倒しで実施していますか。実施している場合は、その内容と結果も示して下さい。	希少猛禽類については、2023年11月より調査を実施しております。2024年10月まで（第一営巣期及び非営巣期）の調査内容及び調査結果の概要は「別添資料（委員質問No. 16）」に示すとおりです。なお、2024年11月以降の第二営巣期調査は現在実施中となります。
17	景観	鈴木委員	6-83(321) 6-84(322)	VP 09 おおのキャンパスには「ひろのまきば天文台」があり、日本一の星空を誇っている。風力発電施設が建設されると、夜間に航空障害灯が点滅することになるので、これが天文台の活動にどのような影響を及ぼすかについて検討が必要である。フォトモンタージュを作成する際には、ひろのまきば天文台を視点場として、夜間の航空障害灯点灯時の見え方を合わせて作成し、影響を予測していただきたい。（風力発電施設と天文台の間には久慈平岳があるため、おそらく影響は小さいと考えられるが。）	ご想定のとおり、おおのキャンパスについて、対象事業実施区域と天文台の間には久慈平岳があるほか、対象事業実施区域との距離も約10kmと離れているため、影響は小さいと考えられます。なお、ご指摘も踏まえ、夜間の景観に対する影響予測については、夜間におけるフォトモンタージュ作成の技術的な面も含め、検討いたします。

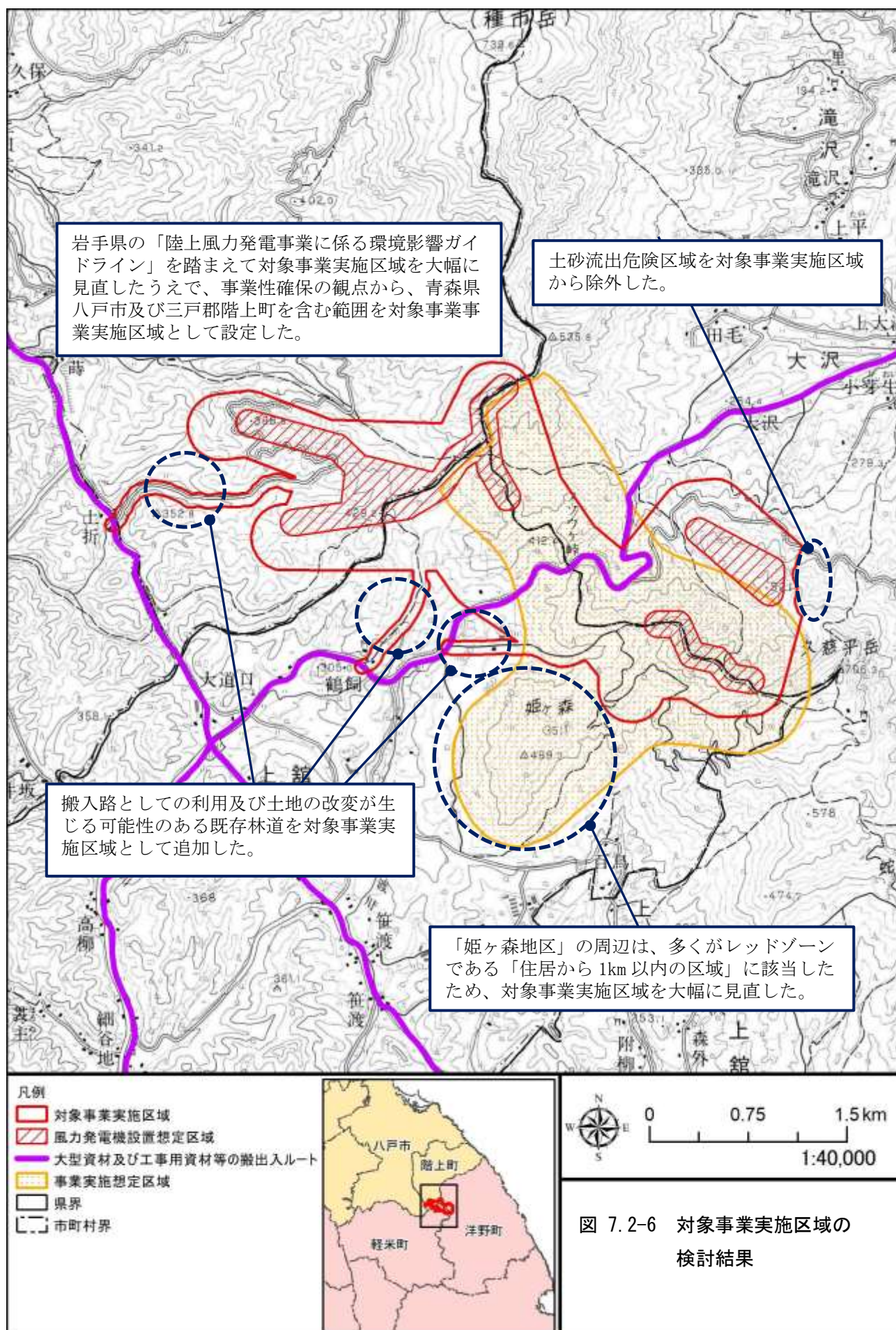
No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
18	景観	鈴木委員	7-15 (345)	【計画段階環境配慮書に対する青森県知事意見（下から2つ目、星空観察・光害）】 青森県知事意見に「階上岳と久慈平岳の間は光害が少ないことから、星空観察に訪れる人が多い」とある。上記と同様に、主要な星空観察ポイントを視点場とし、夜間の照明点灯時のフォトモンタージュを作成していただきたい。大和の丘森林公園については、久慈平岳に展望がさえぎられているため、おそらく影響は小さいと考えられるが、他の星空観察ポイントについても検討していただきたい。	ご想定のとおり、大和の丘森林公園について、久慈平岳に展望がさえぎられているため、影響は小さいと考えられます。なお、ご指摘も踏まえ、星空観察をする利用者が想定される場所における、夜間の人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響予測については、夜間におけるフォトモンタージュ作成の技術的な面も含め、検討いたします。
19	景観	平井委員	6-84～6-87 (322～327)	方法書では、風車の立地地点を明確に示せない状況であるのかと思いますが、定まった時点で、以下の地点からの眺望予測についてフォトモンタージュを示してもらえたらと思います。 	ご提案いただいた地点（近隣住宅）からの景観の予測については、現地を確認のうえ検討いたします。
20	景観	高橋専門調査員	2-17(19) 2-19(21)	本事業の実施区域は三陸復興国立公園の階上岳に隣接しており、国立公園の景観を大きく損ねる可能性が高い。国立公園を支持する国民は多く、周辺住民や岩手県・青森県の県民を含めて理解を慎重に得る必要がある。	階上岳からの景観に対する影響については、環境省にヒアリングを行っている状況ですが、今後も関係行政機関等と協議を行い、周辺住民や岩手県・青森県の理解を得るよう努めてまいります。
21	人触れ	永幡委員	6-88～6-92 (326～330)	表6.3-24に挙げられた各地点において、それぞれの地点での活動に必要な静穏性が確保できるかの評価をすること。特に、久慈平岳キャンプ場は風力発電機設置位置の近傍にあり、睡眠影響が発生しないか考慮すべきである。その際、テントは、一般家屋程の遮音性能は有さないことを十分に考慮していただきたい。	ご指摘を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場について、各地点での活動に必要な静穏性が確保できるか評価を行います。 また、久慈平岳を代表する地点において、キャンプ場の利用が多い時期（夏季の夜間）に、騒音調査を実施することを検討いたします。
22	累積的影響	伊藤絹子委員	6-12(250) 6-15(253) 7-12(342)	本事業実施予定区域周辺には非常に規模の大きい風力発電事業の計画があり、累積的影響が懸念されています。累積的影響の可能性を検討するために、動物、生態系、景観を評価項目として選ばれていますが、具体的にどのような算出方法を想定しているのでしょうか。	動物及び生態系については、他事業における鳥類の推定衝突個体数の情報が得られた場合、本事業での推定衝突個体数と合算することで、累積的影響の予測を行うことを想定しております。 景観については、他事業における風力発電機位置の情報が得られた場合は、本事業で想定している風力発電機と合わせてフォトモンタージュを作成することで、累積的影響の予測を行うことを想定しております。 なお、他事業における情報が得られない場合は、累積的影響の定量的な予測は難しいと考えられますので、定性的な予測を検討いたします。
23	その他	伊藤歩委員	3-85(107)	「3.2.6 下水道の整備状況」において、下水道人口普及率だけでなく、他の施設を含めた汚水処理人口普及率も示してください。	下水道以外の施設も含めた汚水処理人口普及状況は、「別添資料（委員質問No.23）」に示すとおりです。ご指摘を踏まえて、準備書においては、下水道以外の施設も含めた汚水処理人口普及状況を掲載いたします。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	水環境	県民くらしの安全課	3-78～79 (100～101) 6-39～43 (277～281)	事業対象区域の周囲には、簡易水道事業の水源（表流水、深井戸）が存在するため、造成工事等による水質汚濁が生じないよう、方法書に示す方法により水環境への影響を適正に予測・評価のうえ、当該工事が水道施設に支障をきたさないよう十分に配慮いただきたいこと。	水環境への影響について、方法書に示す方法で適切に予測・評価のうえ、水道施設に支障をきたさないよう十分配慮した事業計画を検討いたします。
2	動植物	自然保護課	3 122(144)	【岩手県自然環境保全指針】 事業予定地には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分B、C及びDが含まれています。 事業実施にあつては、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を考慮の上、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてください。	「岩手県自然環境保全指針」で掲げられている保全目標及び保全方向を考慮のうえ、適切に調査を行って環境の実態を把握し、自然環境の保全に配慮した計画とするよう努めてまいります。
3	動植物	二戸保健福祉環境センター		いわてレッドデータブックに記載されている希少野生動植物への影響に十分配慮すること。	希少野生動植物を含め、動植物について十分に調査、予測及び評価を行い、事業による影響を十分考慮のうえ環境保全措置を検討いたします。
4	森林	森林保全課	-	対象事業実施区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域であり且つ、保安林に指定されている。 森林区域（民有林）において1.0haを超える開発行為及び保安林内での立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、それぞれ許可等を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。 なお、保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限となるよう配慮すること。 また、対象事業実施区域に近接し「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在していることから、山地災害危険地区内での開発行為とならないよう留意すること。	森林区域及び保安林の開発を行う場合は、適切に許可手続きを行ったうえで、森林法の基準に適合した各種防災施設を設置し、環境に十分配慮した事業計画とするよう努めてまいります。 なお、保安林は可能な限り回避する方針で検討しますが、使用させていただくことを検討する場合は、土地の改變量を可能な限り抑制すること等により自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう検討し、関係機関との協議や周辺住民との意見交換を密に行います。 また、山地災害危険地区内での開発行為とならないよう、十分留意してまいります。
5	遺跡	生涯学習文化財課	-	大型資材及び工事用資材等の搬出入ルートとなっている八戸大野線には大道口遺跡（IF65-2176）及び沢尻向遺跡（IF75-0273）、軽米種市線沿いには館森遺跡（IF65-2225）が存在します。資材等の搬出入時は影響が無いよう配慮してください。	資材等の搬出入時は、工事関係車両の適正走行を工事関係者に徹底するほか、適正な土砂積載量及び走行速度を維持するなど、搬出入ルート沿いに存在する遺跡に影響が及ばないよう努めてまいります。
6	廃棄物	二戸保健福祉環境センター	-	建設工事に伴い生じる産業廃棄物を資材として利用しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理等して、建設資材としての規格に適合させた後に、適切に利用すること。 なお、工事に伴い排出される産業廃棄物のうち、木くず（伐採木に限る。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第2項に規定する建設資材廃棄物に該当しないことに留意すること。	建設工事により生じる産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき建設資材の再資源化等に努めますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適切に処理したうえで、建設資材としての規格に適合させた後に、適切に利用いたします。 また、伐採木については建設資材廃棄物に該当しないことに留意し、適切に処理を行います。
7	累積的影響	環境保全課	6-12～6-14 (250～252) 7-12(342)	建設機械の稼働及び施設の稼働について、他事業者が計画している風力発電事業と一定の距離があるため、累積的影響が想定されない旨説明があるが、対象事業実施区域東及び北東側の地域は、他事業者の計画区域との間に位置することから、累積的な環境影響が懸念される場合は、調査、予測及び評価を実施すること。	累積的影響に係る環境影響評価項目として選定していない項目についても、今後本事業及び周辺で計画中の風力発電事業の工事計画が具体化する中で、累積的影響の可能性が生じた場合は、調査、予測及び評価を実施いたします。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
8	土地の安定性	砂防災害課	-	事業実施区域が洋野町及び軽米町に跨っていることから、事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部二戸土木センター双方に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。 この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。	
9	動物	生涯学習文化財課	-	国特別天然記念物である「カモシカ」が生息しており、事故等に十分注意するなど配慮が必要です。なお、死骸を発見した際は地元の教育委員会に連絡してください。	
10	動物	生涯学習文化財課	-	事業実施想定区域内に天然記念物「イヌワシ」の生息地は確認されていませんが、飛来が確認される場合には、速やかに地元教育委員会に連絡し、対応を協議してください。	
11	景観	都市計画課	P3-63 (85)	当該地は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努めることが必要です。 また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、洋野町については県北広域振興局長（県北広域振興局土木部）、軽米町については県北広域振興局長（県北広域振興局土木部二戸土木センター）にあります。届出対象行為に該当する場合は、県北広域振興局土木部及び二戸土木センターに届出が必要です。 なお、景観への影響、景観資源及び眺望点については、対象事業実施区域及び近隣市町村である下記市町村に確認願います。 ・岩手県洋野町、軽米町、青森県八戸市、階上町	
12	遺跡	生涯学習文化財課	-	本県の事業実施想定区域内には指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しておりませんが、近隣にノソウケ金山跡（IF66-0156）や鶴飼遺跡（IF65 1278）が分布しています。また、事業地が広大であり、未発見の埋蔵文化財包蔵地が所在している可能性があることから、事前に軽米町及び洋野町教育委員会と協議をしてください。	
13	その他	都市計画課	-	当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。 当該地に係る開発許可に関する権限は、岩手県知事にあります。開発行為についての疑義等がある場合には、岩手県都市計画課、軽米町地域整備課、洋野町建設課に照会願います。	
14	その他	都市計画課	-	当該地は、工事着手前に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続きが必要な場合があります。 （なお、盛土規制法に基づく規制区域の指定は、令和7年5月23日に指定する予定であり、当該指定後に盛土規制法に基づく規制の対象となります。） 当該地に係る相談等は申請区域を管轄する振興局へ願います。	

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
15	その他	農業振興課	-	問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問い合わせ先に必ず事前に相談していただくようお願いいたします。 1 農用地区域内の農用地等で事業を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） ※ なお、農用地区域は、おおむね10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては代替地がないか十分検討いただくようお願いいたします。 2 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15 条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 3 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） ※ 農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので注意してください。	
16	その他	県北広域振興局保健福祉環境部	-	表記に以下のとおり誤記がある。 ①方法書【p.3 141(163) 表3.2 56の見出し】、要約書【p.35 3行目】（誤）岩手県環境総合計画→（正）岩手県環境基本計画 ②方法書【p.3-141(163) (4) (a) (i)見出し及び1～2行目】、要約書【p35(4) (a) (i)見出し及び1～2行目】 【見出し】 （誤）岩手県自然環境保全基本方針→（正）岩手県自然環境保全指針【1～2行目】 （誤）「岩手県自然環境保全指針」→（正）「岩手県自然環境保全指針」 特定猟具使用禁止区域（No. 岩-7：洋野町山谷）の指定期限に誤記がある。 方法書【p3 117(139)表3.2 46中のNo.岩 7】 （誤）2024年10月31日→（正）2034年10月31日	
17	その他	森林整備課	-	事業区域内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象森林が含まれていることから、対象森林の伐採等の行為を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」関係及び森林経営計画制度に基づく手続きが必要である。 (1) 地域森林計画対象森林であり森林経営計画がたてられていない森林においては、伐採を開始する90日から30日までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出しなければならない。（森林法第10条の8） なお、森林法第10条の2に基づき、林地開発の許可を受けた場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出は不要である。 (2) 森林経営計画の対象森林において森林所有者等が自ら森林の経営を行わなくなった場合は、対象森林から除外する手続きが必要である。（森林法第12条） (3) 森林経営計画の対象森林において計画に基づく伐採をする場合は、伐採後30日以内に「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出」を提出しなければならない。（森林法第15条）	
18	その他	建築住宅課		風力発電設備（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるもの又は電気事業法第2条第1項第十八号に規定する電気工 作物であるものに限る。）は建築基準法に基づく建築確認申請が不要です。	
19	その他	二戸保健福祉環境センター	-	土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出をすること。	

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
20	その他	二戸保健福祉環境センター	-	環境影響評価のための調査目的で、鳥獣の捕獲をしようとする場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき予め許可を受けること。	
21	その他	二戸保健福祉環境センター	-	建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る）しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定に基づき予め届出すること。 なお、積替えに係る産業廃棄物の保管は平均搬出量の7日分以内が上限と規定されていることに留意すること。	



■騒音調査地点の選定経緯

EN-3・WN-3 及び EN-7・WN-7 の設定根拠（経緯）は以下に示すとおりです。

※選定経緯において、地権者様個人のご都合が含まれるため、非公開とします。

※非公開

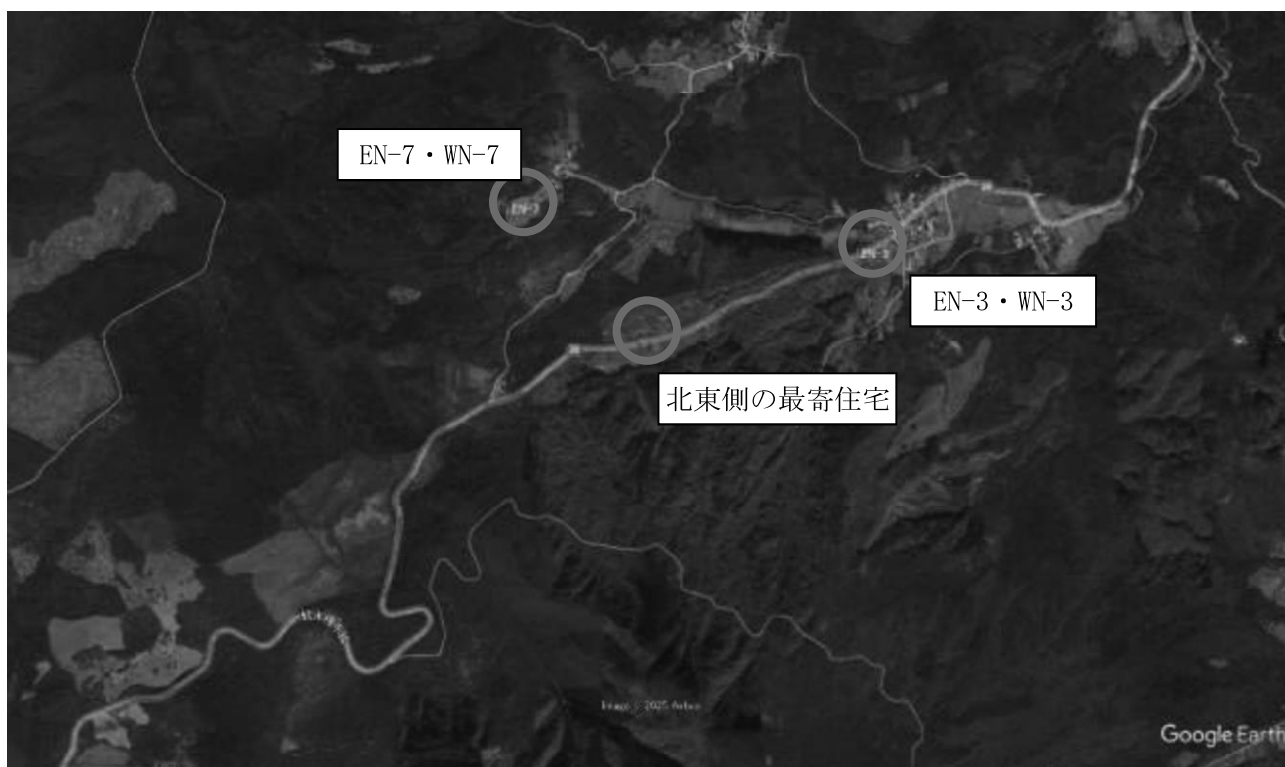


図 1 対象事業実施区域と北東側の最寄住宅及び EN-3・WN-3、EN-7・WN-7 の位置関係



図 2 北東側の最寄住宅から EN-3・WN-3 までの区間の様子

■希少猛禽類先行調査の概要

1. 調査概要

1.1 調査地域および調査手法

事業地およびその周辺に観察定点を 7～10 地点設定し、希少猛禽類調査を実施した。双眼鏡（約 8 倍～10 倍）および望遠鏡（約 20 倍～60 倍）により希少猛禽類を観察し、出現状況の記録（種、出現時間、確認位置、飛翔高度、行動内容、年齢性別等）を行った。希少猛禽類の飛翔高度区分については、以下の表 1-1 に示す区分に従って記録した。

表 1-1 目視による飛翔高度区分

高度区分	定義
H	地上標高から上空 180m 以上の飛翔高度
M+	地上標高から上空 175m 以上～180m 未満の飛翔高度
M	地上標高から上空 35m 以上～175m 未満の飛翔高度
M-	地上標高から上空 30m 以上～35m 未満の飛翔高度
M--	地上標高から上空 25m 以上～30m 未満の飛翔高度
L	地上標高から上空 25m 未満の飛翔高度



調査風景（定点調査 RP08-1）

1.2 調査日程及び調査地点

調査日程および気象状況、使用した調査定点を表 1-2 に示す。調査定点位置については、図 1-1 に示す。

表 1-2(1) 調査日程

調査日	調査時間	天候	風力	風向	視界	調査定点 (RP)																				
						02	02	03	03	04	04	05	06	07	07-1	08	08	09	09	10	11	11	12	13	14	15
2023/11/28	9:00～16:00	雨	3-4	NE	3-4	○	-	○	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2023/11/29	9:00～16:00	雪	3-4	W	2-3	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2023/11/30	9:00～16:00	雪	3-6	W	1-5	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2023/12/21	9:00～16:00	晴れ	2-4	NW	6-7	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2023/12/22	9:00～16:00	晴れ	1-4	NW	6-7	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2023/12/23	9:00～16:00	雪	0-3	NW	1-6	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/1/22	9:00～16:00	雨	2-3	SE	2-3	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
2024/1/23	9:00～16:00	晴れ時々雪	4-5	W-NW	3-6	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
2024/1/24	9:00～16:00	晴れ後雪	4-6	W	2-7	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
2024/2/19	9:00～16:00	晴れ	3-5	S	6	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/2/20	9:00～16:00	晴れ	3-6	W-N	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/2/21	9:00～16:00	曇り	4-5	W-N	3-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/3/21	9:00～16:00	曇り	2-4	NW-N	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/3/22	9:00～16:00	曇り	2-7	W-NE	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/3/23	9:00～16:00	晴れ後曇り	2-5	S-NW	7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/4/22	9:00～16:00	晴れ	2-6	N	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/4/23	9:00～16:00	曇り後雨	3-5	S-E	3-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/4/24	9:00～16:00	曇り	3-6	SE	7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/5/23	9:00～16:00	晴れ	2-4	NW-SE	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/5/24	9:00～16:00	曇り後雨	0-3	NE-S	2-5	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/5/25	9:00～16:00	晴れ	3-4	NW-SW	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/6/17	9:00～16:00	晴れ	6-7	SW-W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	○
2024/6/18	9:00～16:00	曇り	2-5	W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/6/19	9:00～16:00	晴れ	3-5	SW-W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/7/22	9:00～16:00	晴れ	2-6	NW-W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/7/23	9:00～16:00	晴れ時々曇り	2-5	N-W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/7/24	9:00～16:00	曇り	2-6	NW-W	6-7	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/8/19	9:00～16:00	晴れ時々曇り	0-3	S-NE	6-7	○	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-
2024/8/20	9:00～16:00	晴れのち曇り	0-4	SW-E	2-6	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○
2024/8/21	9:00～16:00	曇り	0-3	S-SE	2-6	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○

注1) 風力は気象庁風力階級(セーフポート風力階級)による。

0: 静穏、煙はまっすぐに昇る。0.0～0.2m/sに相当。／1: 風向は煙がなびくのがわかるが風見には感じない。0.3～1.5m/sに相当。／2: 顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。1.6～3.3m/sに相当。／3: 木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く。3.4～5.4m/sに相当。／4: 砂まじりの立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。小枝が舞い上がる。池や沼の水面に波がしら立つ。8.0～10.7m/sに相当。／5: 葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波がしら立つ。8.0～10.7m/sに相当。／6: 大枝が動く。電線がなる。かさは、さしにくい。10.8～13.8m/sに相当。／7: 樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。13.9～17.1m/sに相当。／8: 小枝が折れる。風に向かっては歩けない。17.2～20.7m/sに相当。

注2) 視界の状況は以下のよう分類した。

0: 50m未満／1: 50m以上200m未満／2: 200m以上500m未満／3: 500m以上1km未満／4: 1km以上2km未満／5: 2km以上4km未満／6: 4km以上10km未満／7: 10km以上20km未満／8: 20km以上50km未満／9: 50km以上

表 1-2(2) 調査日程

調査日	調査時間	天候	風力	風向	視界	調査定点 (RP)																			
						02	02	03	03	04	04	05	06	07	07-	08	08	09	09	10	11	11	12	13	14
						-1	-	-	-1	-	-1	-	-	-	1	-1	-2	-1	-2	-	-	-	-	-	-
2024/9/18	9:00～16:00	曇り	1-3	E-W	7	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○
2024/9/19	9:00～16:00	曇り	3-4	E-W	7	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○
2024/9/20	9:00～16:00	晴れ	1-3	E-W	7	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○
2024/10/16	9:00～16:00	雨後曇り	4-6	W	5-7	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○
2024/10/17	9:00～16:00	晴れ	2-4	W	5	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○
2024/10/18	9:00～16:00	晴れ	1-2	W	5	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○

注1) 風力は気象庁風力階級(ビューフォート風力階級)による。
 0: 静穏、煙はまっすぐに昇る。0.0～0.2m/sに相当。／1: 風向は煙がなびくのでわかるが風見には感じない。0.3～1.5m/sに相当。／2: 顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。1.6～3.3m/sに相当。／3: 木の葉や細かい小枝がたえず動く。軽い旗が開く。3.4～5.4m/sに相当。／4: 砂まこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。5.5～7.9m/sに相当。／5: 葉のある灌木がゆれはじめる。池や沼の水面に波がしらが立つ。8.0～10.7m/sに相当。／6: 大枝が動く。電線がなる。かさは、さしにくい。10.8～13.8m/sに相当。／7: 樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。13.9～17.1m/sに相当。／8: 小枝が折れる。風に向かって歩けない。17.2～20.7m/sに相当。
 注2) 視界の状況は以下のように分類した。
 0: 50m未満／1: 50m以上200m未満／2: 200m以上500m未満／3: 500m以上1km未満／4: 1km以上2km未満／5: 2km以上4km未満／6: 4km以上10km未満／7: 10km以上20km未満／8: 20km以上50km未満／9: 50km以上

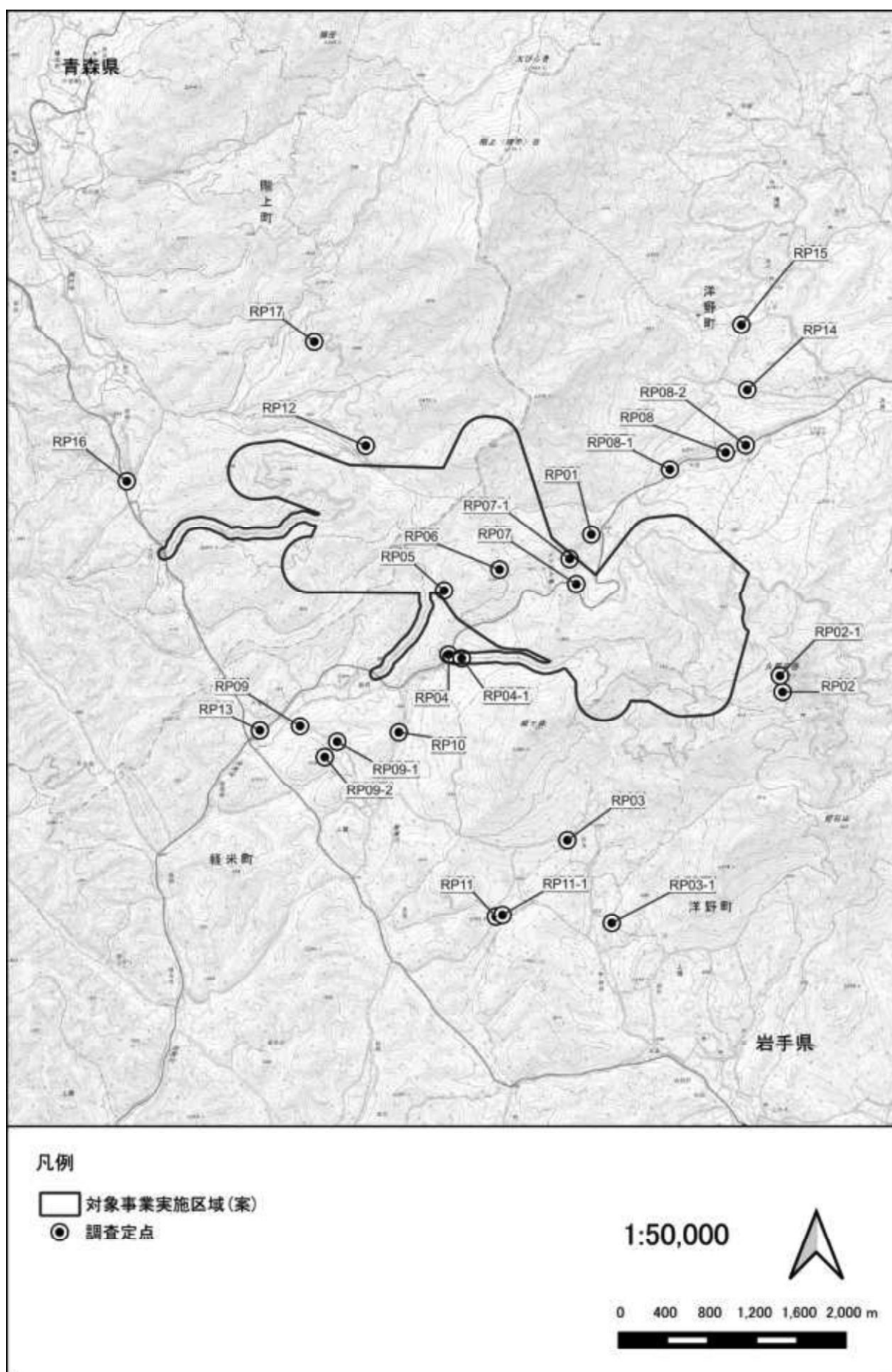


図 1-1 調査定点位置図

2. 調査結果

2.1 希少猛禽類の確認状況

現地調査において確認された希少猛禽類の法令等における指定状況を表 2-1 に、確認例数を表 2-2 に示す。また、希少猛禽類の飛翔奇跡図を図 2-1～図 2-13 に示す。

表 2-1 猛禽類確認種及び法令等による指定状況

目名	科名	和名	選定基準				
			1	2	3	4	5
タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	VU	B
	タカ	ハチクマ			NT	NT	C
		クマタカ		国内	EN	CR+EN	A
		ツミ				NT	B
		ハイタカ			NT	NT	B
		オオタカ			NT	NT	B
		オオワシ	天	国内	VU	CR+EN	B
		オジロワシ	天	国内/国際	VU	CR+EN	A
		サシバ			VU	VU	B
		ノスリ				留意	
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				留意	C
		チゴハヤブサ				NT	C
		ハヤブサ		国内	VU	CR+EN	B
2 目	3 科	13 種	2 種	4 種	9 種	13 種	12 種

注 1) 種名・配列は「日本鳥類目録改訂第 8 版(令和 5 年 9 月暫定版、日本鳥学会)」に従った。

注 2) 選定基準および該当ランクは以下の通り。

1. 「文化財保護法(昭和 25 年、法律 214 号)」

特天: 特別天然記念物、天: 天然記念物

2. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年、法律第 75 号)」

国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種

3. 「レッドデータブック 2020 (令和 2 年、環境省)」

CR: 絶滅危惧 I A 類(絶滅の危機に瀕している種-ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種)

EN: 絶滅危惧 I B 類(絶滅の危機に瀕している種- I A ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)

VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種-現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの)

NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種-現時点で絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

LP: 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)

4. 「岩手県レッドリスト(令和 6 年、岩手県)」

EX: 絶滅(すでに絶滅したと考えられる種)

EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種)

CR+EN: 絶滅危惧 I 類(絶滅の危機に瀕している種)

VU: 絶滅危惧 2 類(絶滅危機が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)

留意: 留意(現時点では「絶滅危惧」に該当しないが、生育・生息条件の変化によって上位カテゴリーに移行する可能性が高い種、あるいは優れた自然環境の指標となる種)

DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

5. 「青森県の希少な野生生物 -青森県レッドデータブック- (令和 2 年、青森県)」

EX: 絶滅(県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物)

A: A ランク(県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物)

B: B ランク(県内では、絶滅の危機が増大している野生生物)

C: C ランク(県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物)

D: D ランク(県内では、生息・生育情報が不足している野生生物)

LP: LP ランク(県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物)

表 2-2 猛禽類の確認例数

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

■ 汚水処理人口普及状況

表 1 汚水処理人口普及状況（青森県、2023 年度末）

市町村名	行政人口 (人)	処理人口（人）					普及率 (%)
		下水道	農集排等	漁集排	合併浄化槽等	計	
八戸市	216, 595	149, 845	4, 042	—	27, 472	181, 359	83. 7
階上町	12, 628	3, 588	—	771	3, 467	7, 826	62. 0

注) 「行政人口」は、2024 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。
 出典：「令和 5 年度末 青森県の汚水処理人口普及率」（青森県 HP
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/gesuidoufukyuuritu00.html>）2025 年 5 月確認

表 2 汚水処理人口普及状況（岩手県、2023 年度末）

市町村名	住民基本台帳人口	汚水処理普及人口（人）	汚水処理人口普及率（％）	下水道		農業集落排水施設		漁業集落排水施設		浄化槽等				コミュニティプラント		
				普及人口（人）	普及率（％）	普及人口（人）	普及率（％）	普及人口（人）	普及率（％）	下水道の処理開始公示済区域外				浄化槽等普及率（％）	普及人口（人）	普及率（％）
										浄化槽市町村整備推進事業等普及人口（人）	浄化槽設置整備事業普及人口（人）	民間普及人口（人）	住宅用浄化槽等普及人口（人）			
軽米町	8,036	4,391	54.6	2,398	29.8	0	0.0	0	0.0	130	1,719	144	1,993	24.8	0	0.0
洋野町	14,921	9,238	61.9	4,697	31.5	927	6.2	0	0.0	915	2,352	347	3,614	24.2	0	0.0

注) 「住民基本台帳人口」は、2024 年 3 月 31 日現在のものである。
 出典：「令和 5 年度末汚水処理人口普及状況（市町村別）」（岩手県 HP
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/gesui/1036066/1036070.html>）2025 年 5 月確認